

平成 23 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 5 日目）

平成 23 年 3 月 9 日（水曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 藤原 益栄

副委員長 板橋 恵一

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

雨森 修一 委員

戸津川 晴美 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

昌浦 泰己 委員

阿部 五一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

石橋 源一 委員

◎欠席委員（1 名）

尾口 好昭 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

収納課長 佐藤 利夫

保健福祉部副理事(兼)健康課長 紺野 哲哉

介護福祉課長 松岡 秀樹

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 大森 晃

下水道課長 江口 明

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

管理課長 小幡 誠志

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

総務課参事(兼)総務課長補佐 竹谷 敏和

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 今野 淳

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 阿部 英明

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 郷家 栄一

管理課参事(兼)管理課長補佐 鈴木 利秋

下水道課長補佐 加藤 幸

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○藤原委員長

おはようございます。

5 日目の委員会を迎えました。きょうもよろしく申し上げます。

きのうは審議促進に多大な御協力をいただきまして心から感謝を申し上げます。また、急な交代にもかかわらず板橋副委員長にはつつがなく代行を務めていただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、きょうも充実した質疑をスピーディーに、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいまの出席委員は 21 名であります。本日は尾口好昭委員から欠席届が出されておりますので、御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

当局から発言を求められておりますので、発言を許します。

まず、市民経済部次長よりお願ひします。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

3 月 7 日の月曜日の本予算特別委員会一般会計予算 4 款 1 項の質疑におきまして、金野次男委員から塩釜斎場移転に関する御質問に対しまして、私が不適切な御回答を申し上げましたので、会議録の訂正をお願ひ申し上げます。

私の回答におきまして、塩釜斎場の移転候補地があたかも決定したとともられるような発言を申し上げましたが、塩釜斎場移転に係る作業事務は、塩釜地区環境組合におきましてコンサルタント会社が最も適した移転先と選定した候補地を基本に現在、事務作業を進めておるところでございます。そのように訂正をお願ひ申し上げます。大変申しわけございませんでした。ここに深く申し上げまして、訂正につきましてはよろしくお願ひ申し上げます。

○藤原委員長

続きまして、学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

昨日の多賀城市在住産米、いわゆる多賀城米につきましても供給方法につきましても改めて御説明させていただきたいと思ひます。

まず、米の注文から御飯の配送までの流れでございますが、多賀城産米は一たん JA せんだい、具体的に申し上げますと、南宮倉庫に大半、一部館前の倉庫に多賀城産米ということで袋詰めで玄米が保管をされます。そして、米の注文ですが、各自治体から必要量の注文が学校給食会に要請が入り、学校給食会から全農県本部に入り、全農県本部から JA の各倉庫に必要量の精米の要請があるわけですが、本市におきましては南宮倉庫から注文を必要量を受けた段階で精米事業所に搬出をいたします。精米事業所におきまして炊飯事業所に持っていきまして炊飯をするわけでございますが、その際、ほかの地域の米とまざらないように一つのラインだけを送米管を利用して洗米と炊飯等をして、その事業所が多賀城産米を直接学校に届けるというシステムになっておりまして、この送米管のそういうシステム構築につきましては、既に完了しているということでございます。

なお、4月以降につきまして学校教育課としましても、学校給食センターとあわせて実際目で確かめて現地視察を行いまして、間違いはないかどうかにつきましても確認をしていきたいと思っております。

○藤原委員長

以上ですね。（「はい」の声あり）

それでは、質疑に入ります。

- 議案第 17 号 平成 23 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

○藤原委員長

まず、議案第 17 号 平成 23 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○藤原委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○大森国保年金課長

それでは、私の方から御説明申し上げます。

初めに、予算資料 9 の 44 ページをお願いいたします。

平成 23 年度国民健康保険特別会計予算資料に基づきまして、医療費の推計、各支援金や納付金、拠出金の算定など予算編成に係る主なものについて御説明申し上げます。

初めに、医療費の推計ですけれども、基本的には前 3 力年、20 年度から 22 年度までの実績から算出してございます。

なお、積算の詳細につきましては、表の下にそれぞれ※印で記載したとおりの内容となっております。

それでは、まず、1 の一般被保険者医療費の推計（1）歳出。

初めに、若人ですけれども、表の 23 年度の欄で申し上げます。被保険者数の年平均が 1 万 291 人、被保険者 1 人当たりの診療費用額、入院が 7 万 6,677 円、入院外が 7 万 1,662 円、歯科が 1 万 7,456 円、合計が 16 万 5,795 円、診療費総額 17 億 619 万 6,000 円でございます。

次に、前期高齢者ですけれども、これも23年度の欄で申し上げますと、被保険者の年平均が4,821人になります。それから診療費用の合計額、Bの欄ですけれども、36万9,323円ということで、診療費の総額が17億8,050万6,000円でございます。

次の表が平成23年度の推計でございます、若人に前期高齢者を加えたものでございます。表の左側から順に合計の欄で申し上げますと、診療費総額が34億8,670万2,000円、調剤等支給額は9億6,494万5,000円でございますが、これは診療費総額に調剤等の支給割合を乗じたものでございます。療養の給付支給額は44億5,164万7,000円で、これは診療費総額に調剤等支給額を加えたものでございます。次の公費負担はございませんので、同じ額が医療費になります。療養費は8,029万3,000円で、これは医療費に療養費割合を乗じたものでございます。保険者負担額は36億8,954万3,000円で、これは医療費と療養費の計に保険者負担率を乗じたもので、これが一般被保険者に係る保険給付費でございます。

次の45ページでございます。

(2) 歳出(保険者負担額)の内訳ですけれども、初めに、一般被保険者の療養給付費、これは先ほどのE欄の療養給付費支給額に実績給付率を乗じたもので、32億5,130万5,000円でございます。

療養費は、H欄の療養費に実績給付率を乗じたもので、5,864万3,000円でございます。高額療養費は、療養給付費支給額と療養費を加えた額に実績給付率を乗じたもので、3億7,959万6,000円でございます。

高額介護合算療養費は、平成21年度から始まっておりますけれども、これまでの実績等を勘案しまして250万円を計上させていただいております。

移送費は科目設定でございます。

次に、(3)療養給付費の負担金、これ歳入でございますけれども、算出を申し上げますと、保険給付費の総額から保険基盤安定繰入金の2分の1、それと前期高齢者交付金、療養給付費等交付金に係る前期高齢者交付金相当額を差し引いた金額にそれぞれの割合を掛けたものでございます。国庫負担分が100分の34で7億5,358万6,000円、国庫補助分が100分の7で1億5,515万円、県補助分が100分の6で1億3,298万6,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

2、退職被保険者等医療費の推計でございます。

(1) 歳出医療費の推計でございますけれども、算定の基本的な考え方につきましては、先ほどの一般被保険者と同じでございます。

23年度の欄で申し上げますと、被保険者の年平均が819人、被保険者1人当たりの診療費用額計が31万2,336円で、診療費総額が2億5,580万3,000円でございます。

次に、その下の表、平成23年度推計ですけれども、計算方法は、先ほどの一般被保険者と同様でございます、右端の保険者負担額2億7,260万4,000円でございます。

次に、(2)の歳出保険者の負担額の内訳でございますけれども、これも算定につきましては、一般被保険者と同様でございます。退職被保険者等療養給付費が2億3,736万8,000円、療養費が306万5,000円、高額療養費が3,217万2,000円、高額介護合算療養費が50万円、移送費は科目設定でございます。

次に、3の歳入の内容でございますけれども、療養給付費交付金で、これは退職被保険者等に係る歳入でございますけれども、算出式としましては、退職分の歳出予算額から対職分歳入予算額を差し引いて、それに退職被保険者等の前期高齢者交付金相当額を加えたもので、過年度分の科目設定1,000円を加えまして、合計で2億2,865万6,000円でございます。

次、右側、47ページにまいりますけれども、3の後期高齢者支援金の算出、こちらからにつきましては、いずれもそれぞれの支援金、拠出金等の算出式を計算したものでございまして、大枠の説明にとどめさせていただきたいと思っております。

初めに、後期高齢者支援金でございますけれども、(1)の後期高齢者支援金と2の病床転換支援金の双方を加えまして、(3)の5になりますけれども、7億1,259万9,000円でございます。

次に、4と5の後期高齢者支援金と病床転換支援金の事務費拠出金の合計が(6)になりますけれども、7万2,000円でございます。

(7)は歳入でございます、1が国庫負担分で100分の34で2億3,310万円、2が国庫補助分で100分の7、4,799万1,000円、3が県補助分で100分の6、4,113万5,000円でございます。

次に、4の前期高齢者納付金の算出でございますけれども、(1)の納付金の金額は192万3,000円でございます。(2)の事務費拠出金は6万6,000円でございます。(3)は前期高齢者交付金、これ歳入分でございますけれども、詳細はこちらに記載のとおりでございます、合計で12億9,618万円でございます。

次のページをお願いいたします。

5の介護納付金でございます。介護納付金につきましては2億8,515万8,000円でございます。算定につきましてはこちらに記載のとおりでございます。

(2)の介護納付金負担金、こちら歳入分でございますけれども、国庫負担分が9,695万3,000円、国庫補助分が100分の7で1,996万1,000円、県補助分が100分の6で1,710万9,000円でございます。

次に、6の高額医療費共同事業拠出金の算出でございますけれども、(1)の拠出金は、これまでの実績等に基づいて算出した金額でございます、1億4,045万3,000円でございます。(2)は、それに係る負担金、歳入分でございます、国、県それぞれ医療費拠出金の4分の1で3,511万3,000円でございます。

次に、7の保険財政共同安定化事業拠出金でございますけれども、こちらの金額も実績等により算出した金額でございます、5億3,099万1,000円でございます。

以上で資料の方の説明を終わらせていただきまして、次、予算書の方の説明に入らせていただきます。

資料8の19ページをお願いいたします。

初めに、予算の歳出の方から御説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費3,874万1,000円につきましては、これは一般事務に要する経費でございます、主なものといたしまして、11節の需用費は保険証などの印刷、12節役務費は保険証の郵送に係る経費、経常経費でございます。13の委託料につきましては、電算

業務委託料としまして国保連合会関係分と本市の国民健康保険システム業務に係るもの、それからレセプト点検業務委託等が入っております。

次の2目団体負担金460万5,000円につきましては、国保連合会の運営に関する一般負担金でございます。

○佐藤収納課長

2項徴税费1目賦課徴収費で4,454万1,000円の計上でございます。

初めに、説明欄、収納課関係で1の国民健康保険税収納管理事業1,850万6,000円は、昨年と比較して115万7,000円の増額となっておりますが、国民健康保険税の滞納整理事務の事務量が増加していることから、非常勤職員1名を増員することが主な理由でございます。

2の滞納管理システム運用事業451万5,000円は、昨年と比較して35万3,000円の増額となっておりますが、新システムへ更新することから増額となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3の訪問勧奨収納事業1,801万4,000円は、訪問勧奨業務の委託料でございます。

○大森国保年金課長

次に、国保年金課関係で国民健康保険税賦課事業350万6,000円でございますけれども、これは国保税の納付書の印刷、郵送に係る経常経費でございます。

次の3項1目運営協議会費で35万4,000円は経常経費でございます、年間4回の会議の開催を予定してございます。

4項1目趣旨普及費63万円につきましては、窓口業務や保険証の更新時に配布するパンフレット等の購入に関する費用でございます。

次の23ページをお願いいたします。

2款保険給付費でございますけれども、初めに、前年度との比較について御説明申し上げますと、23ページの左上に本年度予算額40億2,154万2,000円と合計額となっております。前年度が36億1,537万5,000円ございましたので、率にしますと当初予算比では11.23%の増加となっております。また、ここに記載がございませんけれども、先日の補正予算との比較を申し上げますと、補正後の金額が38億4,730万8,000円ございましたので、その補正予算との比較では4.53%の伸びになっているものでございます。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費から4目の退職被保険者等療養費までにつきましては、先ほどの資料の方で御説明申し上げましたので省略させていただきたいと思っております。

5目の審査支払手数料1,065万円は、これは国保団体連合会に対するレセプト審査支払事務等の委託料でございます。

次に、2項1目一般被保険者高額療養費から、次のページになりますけれども、4目退職被保険者高額介護合算療養費までにつきましても、先ほどの資料で御説明申し上げたとおりでございます。

それから、3項1目一般被保険者移送費、2目退職被保険者等移送費につきましても、先ほどの資料で御説明申し上げましたとおりでございます。

次に、4 項 1 目出産育児一時金 4,032 万円は、1 件当たり 42 万円で 96 件分を計上してございます。

2 目の支払手数料につきましては、2 万 1,000 円につきましては 96 件分の手数料でございます。

なお、この出産育児一時金について補足で説明させていただきますけれども、現在、暫定措置としまして平成 21 年の 10 月から平成 23 年の 3 月までの、その期間を区切って 42 万円になってございます。それで、4 月以降の関係なんでございますけれども、国の方の動きとしましては 42 万円で引き続き進めるということで話が進んでおりまして、3 月下旬に被用者保険関係の政令改正が行われる見込みとなっております。それに合わせまして、同様の措置を講ずるためには条例改正が必要となりますけれども、既に国の方から予算編成に関する通知等については、改正見込みであるということで示されておりますので、予算措置としましては、現行の制度にのっとった 42 万円で行っているものでございます。

次の 27 ページをお願いいたします。

5 項 1 目葬祭費 540 万円につきましては、1 件当たり 5 万円で、108 件分の計上でございます。

次の 3 款後期高齢者支援金等、4 款の前期高齢者納付金等につきましては、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきますと思います。

次の 29 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目老人保健拠出金でございますけれども、事務費拠出金で 4 万 1,000 円の計上でございます。医療費分につきましては、本年度は見込みがないものでございます。

6 款の介護納付金、それから 7 款の共同事業拠出金につきましては、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきますと思います。

次の 31 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目保健衛生普及費でございますけれども、説明欄の国保年金課関係 1、保健衛生普及事業で 1,149 万 9,000 円の計上でございますが、19 節負担金、補助及び交付金が主なものでございます。検診負担金で国保加入者の胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診などの検診に係る負担金で、延べ 7,425 人分の自己負担分の助成を見込んだものでございます。

次に、2 の脳検診助成事業でございますけれども、平成 21 年度から開始しておりますけれども、40 歳から 5 歳刻みで 70 歳までの方を対象にしまして、1 人当たり 1 万円を補助しているものでございます。500 人分で 500 万円、それから事務経費を見込んだものでございます。22 年度につきましては、21 年度償還払いから現物給付にしたこともありまして助成の実績が 2 月末現在で 384 人となってまして、受診率が大きく伸びてございます。23 年度についても、引き続き実施していくものでございます。

次に、3 の医療費通知事業で 456 万円は、年 6 回の医療費通知を行うための経常経費でございます。こちら昨年度から 60 万円の増額になっておりますけれども、23 年度からジェネリック薬品の差額通知 1 回分を見込んでおりますので、その分が増になっているものでございます。このジェネリックの差額通知につきましては、ジェネリック薬品の利用促進を図るために、加入者の皆様にジェネリック薬品を使いますとこのぐらい医療費がかからなくなりますよということでお知らせを年 1 回お送りするものでございます。

○紺野健康課長

2 目特定健診事業費 2,175 万 7,000 円の計上でございます。メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施するものでございまして、主なものは、13 節委託料の 2,133 万 3,000 円で、国保連合会への特定健診等のデータ処理委託料 103 万 4,000 円、それと塩釜医師会への特定健診委託料 2,029 万 9,000 円で、4,466 人の受診者を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

3 目特定保健指導事業費は 860 万 3,000 円の計上でございます。特定健診の結果に応じまして階層化をし、積極的支援、動機づけ支援等の保健指導を実施するものでございます。主なものは、1 節報酬の 291 万 5,000 円で、指導に従事する保健師、栄養士等の非常勤職員 4 人分、それに 13 節委託料 498 万円で、積極的支援を 90 人、動機づけ支援を 110 人の計 200 人等を見込みまして、その方々の個別指導・評価のための採血費用等でございます。

○大森国保年金課長

次に、9 款 1 項 1 目基金積立金 37 万 7,000 円につきましては、財政調整基金の積み立て利子でございます。

10 款 1 項 1 目利子 12 万 4,000 円につきましては、一時借入金が生じた場合の利子を計上しているものでございます。

○佐藤収納課長

次のページをお願いいたします。

11 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金 690 万円につきましては、前年度同額で計上しております。

2 目退職被保険者等保険税還付金 50 万円につきましても、前年同額でございます。

3 目一般被保険者保険税還付加算金、4 目退職被保険者等保険税還付加算金、5 目償還金につきましては、いずれも科目設定でございます。

○大森国保年金課長

次に、2 項 1 目一般会計繰出金は科目設定でございます。

次の 37 ページをお願いいたします。

12 款 1 項 1 目予備費は 1,067 万 9,000 円でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、同じ資料の 5 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税につきまして、初めに御説明させていただきますけれども、本年度予算額は合計額が 14 億 8,217 万 8,000 円でございます。平成 22 年度当初予算が 13 億 6,432 万 4,000 円ございましたので、当初予算比で 8.64%の増加となっております。また、こちらに記載はございませんけれども、先日の補正予算で御説明申し上げました補正予算

後の金額 12 億 9,492 万 1,000 円と比較いたしますと 14.46%の伸びとなるものでございます。増加につきましては、主に平成 23 年 4 月からの税率等の改正によるものでございます。

次に、内訳の説明になりますけれども、1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税で 13 億 7,003 万 5,000 円でございます。

節ごとに申し上げますと、医療給付費分現年課税分で 9 億 4,121 万 9,000 円、2 節の後期高齢者支援金分現年課税分が 2 億 6,506 万 8,000 円、3 節の介護納付金分現年課税分が 8,745 万 1,000 円でございます。4 節医療給付費分滞納繰越分が 6,289 万 2,000 円、5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分が 742 万 5,000 円、6 節介護納付金分滞納繰越分が 598 万円でございます。収納率を 15%に見込んだものでございます。

次に、2 目退職被保険者等国民健康保険税 1 億 1,214 万 3,000 円でございます。こちら前年に比較しまして伸びが大きくなっておりますけれども、税率等の改正に伴うものが一つございまして、それから先日補正予算の際にも御説明申し上げましたけれども、被保険者数の増加によるものでございます。

内訳でございますけれども、1 節医療給付費分現年課税分が 7,130 万 3,000 円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分が 2,002 万 3,000 円、3 節介護納付金分現年課税分が 1,735 万 3,000 円でございます。収納率につきましては 98%を見込んでございます。

次に、4 節医療給付費分滞納繰越分が 274 万 4,000 円、5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分が 29 万 8,000 円、6 節介護納付金分滞納繰越分が 42 万 2,000 円でございます。収納率につきましては 20%を見込んだものでございます。

次のページをお願いいたします。

○佐藤収納課長

2 款 1 項 1 目督促手数料 1 節督促手数料 100 万円につきましては、前年同額で計上しております。

○大森国保年金課長

次に、3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 1 節現年度分は 10 億 8,363 万 9,000 円でございます。

なお、詳細につきましては、先ほど資料の方で御説明申し上げましたので省略させていただきます。

2 節過年度分は科目設定でございます。

2 目高額医療費共同事業負担金につきましても、先ほどの資料のとおりでございます。

○紺野健康課長

3 目特定健診負担金で 533 万 7,000 円の計上でございます。特定健康診査の受診見込み者 4,466 人に係る国庫負担金でございます。国の負担基準額に 40 歳から 74 歳までの特定健診の受診見込み者数と 65 歳から 74 歳までの生活機能評価と特定健診をあわせて受診する見込み者数をそれぞれ乗じて算出したしております。負担割合は 3 分の 1 でございます。

4 目特定保健指導負担金で 73 万 2,000 円の計上でございます。特定保健指導事業の指導見込み者数 200 人に係る国保負担金でございますが、動機づけ支援と積極的支援の負担基準額にそれぞれの指導見込み者数を乗じて算出したしております。負担割合は 3 分の 1 でございます。

○大森国保年金課長

次のページ、9 ページをお願いいたします。

続いて、3 款 2 項 1 目財政調整交付金 1 節財政調整交付金で 2 億 6,810 万 2,000 円でございます。1 節普通調整交付金 2 億 2,310 万 2,000 円につきましては、先ほどの資料で御説明申し上げましたとおりでございます。2 節特別調整交付金につきましては 4,500 万円でございますけれども、その他特別の財政事情等に該当するものとして計上をしているものでございます。

2 目出産育児一時金補助金でございますけれども、96 万円で 96 件分の補助金を見込んでございます。平成 22 年度は増加した 4 万円分の 2 分の 1 ということで 2 万円の補助でございましたけれども、平成 23 年度につきましては 4 分の 1 の補助ということで 1 万円になる見込みでございます。残り 3 万円の 3 分の 2 につきましては、これまでどおり地方財政措置で措置されるものでございます。

次の介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、平成 21 年度と 22 年度の 2 年間の交付金でしたので廃目でございます。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金で 2 億 2,865 万 6,000 円でございます。1 節現年度分は 2 億 2,865 万 5,000 円で、これも先ほどの資料のとおりでございます。2 節過年度分は科目設定でございます。

5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金、それから、次のページになりますけれども、11 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目高額医療費共同事業負担金につきましても、それぞれ先ほどの資料で御説明したとおりでございます。

○紺野健康課長

2 目特定健診負担金で 533 万 7,000 円の計上でございます。これは特定健診事業の県負担金で、先ほど御説明申し上げました国庫負担金の算出と同様でございます。

3 目特定保健指導負担金で 73 万 2,000 円の計上でございます。これも特定保健指導事業の県負担金で、こちらも国庫負担金の算出と同様でございます。

○大森国保年金課長

次に、2 項 1 目県の財政調整交付金につきましても、先ほど資料で御説明したとおりでございます。

なお、説明欄の下の 2 号交付金 2,100 万円がございませけれども、こちらはレセプト点検、あるいは経営状況等良好等に係る交付金で 2,100 万円を見込んだものでございます。

2 目乳幼児医療費補助金 246 万 4,000 円は、県の事業運営強化補助金で、当該事業見込額に係る 2 分の 1 でございます。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金 1億6,945万1,000円、2目保険財政共同安定化事業交付金 5億5,294万8,000円につきましては、高額医療費等に対する国保連合会からの交付金でございまして、これらの交付金につきましては、これまでの収納状況等を考慮しまして金額を見込んだものでございます。

8款1項1目利子及び配当金 37万7,000円は、財政調整基金の利子でございます。

9款1項1目 4億6,784万4,000円でございます。1節の保険基盤安定繰入金 2億2,348万3,000円は、保険税軽減分と保険者支援分に支援分に係るものでございます。こちらの金額、昨年度より2,584万1,000円の増となっておりますけれども、主に税率等の改正に伴うものでございます。2節職員給与費等繰入金 8,787万1,000円は、歳出の方の1款事務経費に充てるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3節出産育児一時金繰入金 2,624万円は、歳出の2款出産育児一時金の3分の2でございます。

4節財政安定化支援事業繰入金は2,479万6,000円で、前年からの伸びにつきましては、これまでは年齢構成差による給付費の一定割合の補てんということで対象になっておりましたけれども、平成22年度から低所得者分として保険税負担能力が低い場合にも該当するようになりましたので、その分と合わせまして今回の金額になっているものでございます。

次に、5節その他一般会計繰入金 1億545万4,000円でございます。説明欄の1、乳幼児医療費分 246万4,000円につきましては、県の乳幼児医療費助成事業運営強化補助金と同額でございます。2の国民健康保険特別会計財政支援分 1億299万円につきましては、一般会計からの財政支援分でございます。国民健康保険の特別会計の財源不足に対しまして、22年度から24年度までの間、不足額のおおむね2分の1を支援していただくというものでございますけれども、その平成23年度分として一般会計からの財政支援として繰り入れを行っていただくものでございます。

次の9款繰入金、基金繰入金につきましては、財政調整基金の繰入金でございましたけれども、繰入額がないため廃目となるものでございます。

10款1項1目療養給付費交付金繰越金、2目その他の繰越金につきましては、それぞれ科目設定でございます。

○佐藤収納課長

11款1項1目一般被保険者延滞金 100万円につきましては、前年度同額で計上しております。

次のページをお願いいたします。

2目退職被保険者等延滞金につきましては、科目設定でございます。

○大森国保年金課長

2項1目市預金利子につきましても科目設定でございます。

3項雑入1目一般被保険者第三者納付金 200万円は、前年度と同額で計上してございます。

2目退職被保険者等第三者納付金 50万円、3目一般被保険者返納金 10万円につきましても、前年度と同額で計上したものでございます。

4 目退職被保険者等返納金、5 目雑入につきましては、それぞれ科目設定でございます。

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○藤原委員長

これより歳入歳出一括質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

○深谷委員

1 点。忘れてしまったんですが、一般会計からの繰り入れ 30%の分の 15%市民からで残りの 15%の方を一般会計からの繰り入れというのは、ちょっと幾らだったのかという数字を教えてくださいんですけども、すみません。いいですか、繰り入れ。

また、今 23 年度の予算ということでやっているんですが、24 年度以降もそういう形として継続していかなければいけないものなのかなというふうに思うんですけども、その辺の見込みを教えてください。

○大森国保年金課長

一般会計からの財政支援分の繰入金でございますけれども、歳入の 16 ページのその他一般会計繰入金で 5 節でございますけれども、この説明欄の 2、国民健康保険特別会計財政支援分 1 億 299 万円が 23 年度分の一般会計からの財政支援分の繰入金でございます。

それで、24 年度についてはということでございますけれども、税率の改正のときにも御説明申し上げましたけれども、24 年度につきましても財源不足分を繰り入れしていただく予定になってございまして、24 年度の推計分としましては 1 億 7,961 万 3,000 円という予定でございます。

○深谷委員

毎年多分一般会計からの繰り入れがふえていくのかなというふうに思うんですけども、ずっと出し続けて多賀城市の国民健康保険として運営していくおつもりなのか、それともやはりその打開策のようなもので 2 市 3 町の広域連合とまではいきませんが、事務組合のようなもので国保を運営していくというようなお考えは持っておられるのか、お伺いいたします。

○大森国保年金課長

今回 22 年度から 24 年度までの 3 年間の財源不足額の 2 分の 1 ということで繰り入れしていただくということで税率改正等も行ってございます。25 年度以降につきましては、その税率改正のときにも御説明申し上げましたけれども、国の方の新しい高齢者医療制度が 25 年度からということの予定になっておりまして、その新しい制度が国民健康保険の制度の方にも大きく影響してくるということで、その制度の全体が見えないうちはちょっと今後の見通しを立てることができませんので、24 年度までは不足分の 2 分の 1 を繰り入れしていただくということで、あとは制度の全体が見えてきた段階でということになるかと思えます。

○深谷委員

すみません。じゃそこまでは要は国を信じて、とりあえずは待っていて行うというようなお考えだと思うんですが、やはりその国待っていても、結局、例えば後期高齢者医療制度にときにもこういうあれではなかったというようなことを、たしか部長の御答弁であったような気がするんですが、やはり国の形、医療保険のその制度が見えてこないと地方として動けない部分というのはあるのかとは思いますが、これからどうしても高齢者ということで、こちらの医療費の水準はどんどんどんどん数字が上がってくるというのは目に見えている事実なのかなというところで、やはりもっと何か、待っているということも、待つことが正しい選択なのかもしれませんが、と同時に、今後の医療というものを守るためにどういうふうな地域で考えていかなければいけないのかなというのを大きく考えていく時期なのかなというふうな考えております。北海道の後志連合というんですかね、16町村が合併して広域連合をやっているんですけども、やはりそういったところで大きな枠としてあるのは人件費の縮減の部分が図られるというような部分ですとか、税収、レセプトの関係にしても一つの連合でできるということになれば、例えば2市3町という枠で考えたときに、おのおのにやっているようなレセプトに関して、例えばそこの一括ということになれば歳出の削減にもつながるのかなというような策もそろそろ考えるべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○内海保健福祉部長

御提案のありましたお話もそれは事務経費の削減という意味では効果があるかと思えます。ただ、今国保が抱えている問題というものは、そういったレベルをもうはるかに超えている問題なんだろうというふうに思っております。したがって、22、23、24、24年度以降のその制度がどういった姿になるのかというふうなことが見えてきませんと、どんなような形をしてもこの問題は打開ができないんじゃないかというふうに思っております。そもそもは社会保険の制度ですから、支え合いの仕組みなんです。ですから、医者にかかる人もかからない人も一定の仕組みの中でそれ相応の負担をしていただくというようなのが基本になるわけですけども、だれがどういった形で負担をするのかというふうな部分が全体としてこれ見えてきませんと、なかなか前に進んでいけないという問題がございます。

いずれは21年度の決算の状況が全国レベルの話で出ているわけなんですけれども、国保財政についてはかなりの赤字の団体が出てきていると。多賀城市と同じように一般財源から繰り出しをして赤字部分を補てんをしているというふうな状況が生まれてきてます。一方で、後期高齢者医療の側では、これは委員が広域連合の議会に出ておわかりかと思うんですけども、これ全国押しなべて見まして黒字であるというふうな状況になっております。もしかすると、そういった意味での財源のやりとりの問題がそういった部分に影響したのかなということも一つはあります。ですから、今、後期高齢者医療のその法案自体がまだ上がっていない状況の中で、なかなかそういった先々の状況を見通すということについては難しい問題がありますけれども、いずれそれらがはっきりした時点で再度皆さんの方にもしっかとお知らせをした上で、今後の取り組みはどういうふうにあるべきなのかというふうなことについては議論をさせていただきたいというふうに思っております。

○雨森委員

15%を未来永劫することによって、滞納者がふえる可能性がありますね。その見込みというのか、担当の方ではどのような感じですね、お伺いします。

○佐藤収納課長

見込みと言われましても非常にこれは難しい問題でございますけれども、現在の国民健康保険税の収納の各推移を見ますと、21年度決算では現年度分で87.87%ということで、あ

とは滞納繰越分で 14.95、全体では 67.89 ということで、年々、後期高齢制度に移ったということもありまして収納率は大幅下がっております。今回の値上げに伴いまして、やはり税負担ということを考えると、なかなか厳しい状況だというふうに判断しております。

○雨森委員

納められない人と納めない人ということなんですが、納めない人に対しての徴収のより強化が求められると思うんですが、それに対してお考えいかがでしょうか。

○佐藤収納課長

その辺の見きわめというものが非常に大事だと思います。それで、我々はまず滞納にならないように早期な対応というものが必要だと思いますし、まず、納められない人につきましては、我々は財産調査ですね、預金調査、給与、年金、そういった調査をあらゆる手段でやっていく必要があると思います。そういった財産調査をした上で、まず成果早急に、差し押さえとかそうした滞納処分することによって生活困窮に陥らないというような状況であれば当然滞納処分というのをきっちりやっていくということになるろうかと思えます。

○藤原委員長

そのほかございませんか。

○柳原委員

今雨森委員からも質問ありましたけれども、15%の値上げで収納率に反映が下がるということが予想されますけれども、今回の予算はこの収納率の下がる分は見込んだ予算になっているのでしょうか。

○大森国保年金課長

今回の予算につきましては、収納率、現年分で 91%ということで、これまでと同様の率を見込んでございます。

○柳原委員

わかりました。ということは、大体滞納者数も昨年と同じぐらいで見込んでいるということでしょうか。

○佐藤収納課長

昨年と同様な収納率の見込みですので、滞納者数についても同様でございます。

○柳原委員

昨年の 12 月のときの質疑だと滞納者数が現在 1,976 名、普通徴収世帯の 18%が払えないということだったんですけれども、この数字がふえるのか減るのかというのは、ちょっと今どうでしょうか。

○佐藤収納課長

23 年度につきましても、引き続き滞納整理をきっちりやっていきたいと。できるだけ収納率の向上と滞納者を減らすという形で努力していきたいと考えております。

○柳原委員

この人数の中で 1,976 名の中で本当に払いたくても払えない人が何人いるのか、あるいは払えるのに払わない人がいるかというのはわからないんですけども、その辺のことを 12 月のときの質疑でもお聞きしたんですけども、それは、それからこういう調査というのはやられているのでしょうか。

○佐藤収納課長

まず、この 1,900 人という数字は、これ現年の数字でございます、まず滞納繰越分の数字、これ年々、年を経過するごとにだんだん減っております。そういった形で、我々はその調査というのは個人個人の調査になります。これは預金調査ですと本当に 2 カ月かかったり、そういったこともありますので、そういった財産調査等については時間を費やすということになります。

それで、全体的に納められないとかということについては、そういった財産調査をきっちりしないと、なかなか判断できないので、具体的に数字はここではお答えできません。

○柳原委員

財産調査をしてみないとわからないということだったんですけども、そういう方に短期証や資格証は、今年度も同じように発行するというお考えなんですか。

○佐藤収納課長

短期証とか資格証につきましては、これは滞納されている方につきましては、我々の方では呼び出しを行いまして、納税相談を行うように御案内を差し上げております。それで、相談に来まして分割の納付とか、そういったお約束をしていただくとか、あとはそういった生活状況についていろいろお尋ねするわけですけども、そういった相談に来ていただければ、基本的には 4 カ月証、あとは場合によっては 1 カ月証といったものをお出ししております。それで、そういった相談にも来ない方につきましては、やはり資格証という形にならざるを得ないかと思っております。それで、資格証の方に対しても、我々は訪問をして、できるだけ相談においでいただくように御案内しているところでございます。

○柳原委員

私は資格証や短期証を発行しても、収納率の向上にはつながらないという意見ですので、これは発行しないようにしていただきたいという意見をまず述べておきたいと思えます。

次の質問なんですけれども、今回の国保の 4 月 1 日から値上がりするわけですけども、市民に対する周知徹底は、今どの程度進んでいるか、ちょっとお聞きします。

○大森国保年金課長

12 月の議会で条例を承認していただきまして、23 年の 1 月号の広報紙から継続的に改正内容であったり、あるいはその改正に至る理由、あるいはその医療費の状況、動向とか、それから国保全体の財政の状況とかについて 1 月号、2 月号、3 月号と継続的に載せてきたような状況でございます。あと、4 月になりますと当然その加入者の方には納付書をお送りするような形になりますので、その中でも国保だよりということで毎年一緒に同封しておりますけれども、そういう中でも今回の制度の改正内容等、それからそれに至った理由等についてもきっちり説明していきたいと考えております。

○柳原委員

私、市内を歩いてみて、国保が4月から上がるんだよという話をすると、まだびっくりされる市民の方もいらっしゃるので、ぜひこの周知の方は十分お願いしたいと思います。

次に、ことしから成年扶養控除が一部廃止になるということで負担増になる家庭もあるようですけれども、その負担増の国保に対する影響というのは、どの程度あるかわかりますでしょうか。

○大森国保年金課長

扶養控除の関係につきましては、国保税の算定上は入ってございませんので、直接影響はございません。

○昌浦委員

資料8の32ページなんですけど、医療費通知だったのでしょうか、ジェネリック医薬品のことも通知ということで御説明があったんですけども、いわゆる新薬の特許期間が終了した後に製造販売される、成分的には新薬と変わらないのがジェネリック医薬品なんですけれども、医療費通知でいわば新薬と変わらないからジェネリック医薬品の方を使うようにというふうな文言を入れた文書をお出しになるのかどうか。

○大森国保年金課長

ジェネリック医薬品の差額通知ということで考えておりますけれども、ジェネリック医薬品を使うとこのぐらい薬代がかからなくなりますよというお知らせでございます。ただ、薬の使用につきましては市の方で積極的に話をできるものではございませんので、当然その通知の中にはかかりつけの医者に相談してくださいということで、そういう記載もする予定でございます。

○昌浦委員

確かにジェネリックだと、いわば新薬というのは開発費が薬価の中にかかなり多くを占めておる部分があるんですよ。ですから、ジェネリックを使うと同じ成分で薬価に関してはかなり低くなるんだというふうに承知しておるところなので、どういうふうな通知をするのかなという、いわゆる医療行為とのかかわりをちょっと今お聞きしたんですけども、場合によっては、今はお薬を薬剤の方でこういうお薬を使っていますよというふうな、何ていったらいいんでしょうね、お知らせみたいなのが薬局の方からもらえるんですよ。ですから、医療にかかわる部分まで踏み込むのはなんなんだろうけれども、このお薬を選んで使っていただきたいというような文言めいたものも、やはりこのように医療費が出費が大変なときなので、そのような文言めいたものも中に、微妙なんですけれども、織り込んでお知らせをするというふうな考えでよろしいんでしょうか。

○大森国保年金課長

その医療行為との関係もございまして積極的にこの薬を使いなさいという形には当然できないんですけども、この薬についてはジェネリックの医薬品があるので、こちらを使うとこのぐらい節約になりますよということと、かかりつけの医者に相談していただいて、そういうのも大丈夫なんであればそちらをという形の通知内容も入れる予定でございます。

○昌浦委員

そのような回答をちょっとお聞きしたかったわけですよ。いわゆる自己負担分も軽減されるんだということですよね、逆に言えば。ジェネリックを使うと、薬価の部分の。そういうところあたりも織り込んで御通知をいただきたいなど。これは要望にしておきます。

○藤原委員長

そのほか質疑のある方はございますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 17 号 平成 23 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○藤原委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩をいたします。再開は 11 時 10 分といたします。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 10 分 開議

○藤原委員長

議事を再開いたします。

- 議案第 18 号 平成 23 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

○藤原委員長

次に、議案第 18 号 平成 23 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○藤原委員長

それでは歳入歳出一括説明を求めます。

○大森国保年金課長

それでは、資料 8 の 50 ページをお願いいたします。

初めに、歳出の方から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 340 万 8,000 円は、後期高齢者医療事務に関する経費でございます。事務補佐員 1 名分の人件費と、そのほかは経常経費でございます。こちらで 601 万円の減額となっておりますけれども、主なものとしましては、システムの保守管理業務委託 22 年度予算で 519 万 7,000 円ととっていたものがございまして、全庁統合型に移行したことによるものでございます。その他は事務経費の減でございます。

2 項 1 目徴収費 173 万 2,000 円は、徴収事務に要する経費で経常経費でございます。50 万 9,000 円の減額については事務経費の減によるものでございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 3,882 万 7,000 円でございます。

この内訳でございますけれども、後期高齢者医療の保険料分として 3 億 7,508 万円、一般会計からの繰入金で保険基盤安定繰入金分の 6,374 万 7,000 円の合計額になるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目保険料還付金 100 万 1,000 円の計上でございます。その内訳といたしましては、過誤納還付金が 100 万円、還付加算金が 1,000 円の科目設定でございます。

2 項 1 目他会計繰出金 1,000 円につきましては、科目設定でございます。

4 款 1 項 1 目予備費 103 万 1,000 円でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

同じ資料の 44 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 3 億 7,508 万円でございます。

内訳としまして、1 節現年度分 3 億 7,374 万 3,000 円は収納率 98%を見込んだものでございます。2 節滞納繰越分 133 万 7,000 円は、収納率を 20%に見込んだものでございます。

2 款 1 項 1 目督促手数料は 1 万円の計上でございます。

次に、3 款 1 項 1 目一般会計事務費繰入金 615 万 8,000 円でございますが、これは歳出の一般管理費、それから徴収費等に係るものでございますけれども、歳出の減に伴いまして、昨年よりも減になっているものでございます。

2 目保険基盤安定繰入金で 6,374 万 7,000 円は、被保険者の保険料の軽減分に係るものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目繰越金は科目設定でございます。

5 款 1 項 1 目延滞金につきましても科目設定でございます。

2 項 1 目保険料還付金、2 目還付加算金につきましては、歳出と同額の計上でございます。

3 項 1 目預金利子につきましては、科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

4 項 1 目雑入につきましては科目設定でございます。

以上で説明を終わります。

○藤原委員長

以上で説明が終わりました。

● 歳入歳出一括質疑

○藤原委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○佐藤委員

後期高齢と、あと前にやった国保のところでも言えるんですけども、70 歳を超えた方の医療費の 1 割と 3 割負担って、現役並みの収入と 1 割負担の方と出るというふうに思うんですけども、この 1 割と 3 割の分かれ目は 145 万という年収がその水準になっているというふうに思うんですが、145 万円未満でも諸控除差し引き前収入額が一定額未満の場合には、それが申請すれば 1 割負担になるということなんですけれども、この扱いは本市ではどうなっていますでしょうか。

○大森国保年金課長

その取り扱いにつきましては、今委員お話しのとおりだと思います。

あと、申請主義ということなんですけれども、本市の場合は所得等につきまして該当する方が当然わかりますので、該当する方には申請してくださいということで申請の勧奨のお知らせをしているような状況でございます。

○佐藤委員

申請勧奨のお知らせをして、それでそれをお知らせした方たちは皆そういう申請に来るということですかね。そうですね。そうすると、その恩恵を受けているということになりますよね。では、その後の扱いなんですけれども、今までそういう状況があることを知らないで 3 割負担をしばらくしていたというような人たちが 1 割負担だったと気づいたときに、既に支払ったというのは、それはどんなふうになっていますか。

○大森国保年金課長

これまでのところは申請すると当然負担が低くなるわけでございますので、申請されない方というのはちょっとケースとしてはなかったような記憶でございます。払ってしまった場合は何ですかね、すみません。申請してないということであれば、その期間については該当していないということになるかと思っておりますけれども。

○佐藤委員

わかりました。

ちょっと調べたところによりますと、その3割の人が1割になる可能性があるという通知をしない自治体も何か相当数あるというようなお話も聞きまして、ちょっと興味を持ってお話伺ったんですけれども、当市はきちんとその権利をお知らせしながら頑張っているという点では大変よかったなというふうに思ってお聞きしておりました。ぜひそういう仕組みをこれからも、国保だけの場面でなくて、すべての場面で縦横無尽に生かして、そして市民の人たちに貢献していくというようにこれからも頑張っていっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○藤原委員長

そのほか質疑ございますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第18号 平成23年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○藤原委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第19号 平成23年度多賀城市介護保険特別会計予算

○藤原委員長

次に、議案第19号 平成23年度多賀城市介護保険特別会計予算を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○藤原委員長

歳入歳出一括説明を求めます。

○松岡介護福祉課長

それでは、介護保険特別会計について御説明をさせていただきます。

平成 23 年度介護保険特別会計資料に基づきまして、予算編成に係る主要なものにつきまして、あらかじめ御説明を申し上げます。

資料 9 の 49 ページをお開きいただきます。

資料の前に平成 23 年度について申し上げますと、平成 21 年度からの 3 年間の第 4 期介護保険事業計画の最終年度となります。要支援・要介護認定者の増加、地域密着型サービス施設の開設等によりまして給付費の伸びが見込まれる中、平成 22 年度給付費実績見込みに対しまして 9.1%の 29 億 400 万 9,000 円の給付費を計上しております。

それでは、資料を説明させていただきます。

49 ページ、初めに、保険給付費 1 の第 1 号被保険者数及び要介護・要支援者数につきましてでございますが、数値を次のページの 50 ページ、裏のページでございますが、そちらの方にグラフにしておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

図 1 の高齢者数についてでございますが、平成 23 年度に 65 歳の第 1 号被保険者になられる方は、昭和 21 年、22 年生まれの方で、前年度より見込みで 198 人増の 1 万 1,696 人でございます、対前年度比 1.7%増となる見込みでございます。

次に、図 2 の高齢者数の内訳ですが、65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者数の見込みは、グレーの棒グラフで示しておりますが、前年度より 40 人減の 6,336 人で、前年度比は 0.6%の減となっており、75 歳以上の後期高齢者は斜線で示しておりますが、前年度より 238 人増の 5,360 人で、対前年度比では 4.6%の伸びとなっております。

図 3 の要介護・要支援者数につきましては、前年度より 78 人増の 1,731 人で、対前年度比 4.7%の伸びを見込んでおります。図 1 の被保険者数の伸びよりも高くなっております理由は、高齢者になるほど出現率が高くなるため、後期高齢者の伸びが影響しているものと見込んでおります。

恐れ入ります、前のページにお戻り願います。

表 2 の介護給付状況でございます。

要介護度別の利用状況をもとに各サービスの必要量から給付額を算出したものが（ア）の居宅サービスから（ク）の特定入所者介護サービスまでの 23 年度当初給付見込額でございます。22 年度途中、栄地区に定員 29 名の小規模特別養護老人ホームが開設されたこと等によりまして、全体として前年度に比べて伸びております。

（ア）の居宅サービスは、22 年度見込みから 1.7%の減を見込みまして 12 億 4,543 万 5,000 円でございます。

（イ）の地域密着型サービスは、52.1%の伸びを見込みまして 4 億 9,013 万円でございます。これはただいま申し上げました小規模特別養護老人ホームの通年での開設に伴う伸びが見込まれることによるものでございます。

（ウ）の施設サービスは 10.1%の伸びを見込みまして 8 億 9,199 万 6,000 円でございます。

（エ）の居宅サービス計画は 5%の減を見込みまして 1 億 3,068 万 8,000 円でございます。

（オ）の審査支払手数料は 6.2%の伸びを見込みまして 339 万円でございます。

（カ）の高額サービスは 2.7%の伸びを見込みまして 3,823 万円でございます。

(キ)の高額医療合算サービスは100%の伸びを見込みまして600万円でございます。

(ク)の特定入所者介護サービスは20.1%の伸びを見込みまして9,814万円でございます。

介護給付費合計では29億400万9,000円で、前年度から9.1%の増加となっております。

なお、給付費合計の推移をグラフにあらわしたものを次の50ページの図4として掲載しております。

次に、恐れ入ります、前の49ページにお戻りいただきます。

49ページの3の表、平成23年度給付費に対する負担割合ですが、各サービスごとの法定負担割合と負担額は、表記のとおりでございます。

何度も恐れ入ります。これもグラフにまとめておりますので、51ページをごらんいただきたいと思っております。

図5の平成23年度介護給付費予算額ですが、右上の方から市の負担は、給付費の12.5%となっております。県と国の負担は、サービスの種類により異なりますが、合計で給付費の32.5%となっております。

国からの財政調整交付金は3.2%を予定しております。国の標準は給付費の5%でございますが、後期高齢者の割合や所得段階別の第1号被保険者の加入割合によりまして調整されるものでございます。

財政調整基金繰入金につきましては、給付費の4.2%で、第4期介護保険保険料基準額の決定の際に保険料の不足を補てんするために計画した市の介護保険財政調整基金からの繰入金でございます。

なお、繰り入れ後の基金残高は2,303万5,626円となる見込みでございます。

65歳未満の第2号被保険者の保険料は、社会保険診療報酬基金から交付されるもので、給付費の30%となっております。

65歳以上の第1号被保険者の保険料は、給付費の17.6%に当たります。それぞれの負担額につきましてはグラフに掲載のとおりでございます。

なお、図6につきましては、平成22年度の介護給付費見込みでございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、次の52ページ、地域支援事業費について説明させていただきます。

表のつくりといたしまして、事業費2番目の22年度事業費は今年度の実績見込額、左の23年度事業費は予算額となっております、予算額を申し上げます。

1の介護予防事業費の状況ですが、(ア)の特定高齢者施策事業費、23年度からは2次予防事業となりますが、1,547万円でございます。(イ)の一般高齢者施策事業費、23年度からは1次予防事業となりますが、223万7,000円でございます。介護予防事業費合計では1,770万7,000円で、対前年度費22.3%の増額でございます。

次に、2の包括的支援事業、任意事業の状況ですが、包括的支援事業の法定負担につきましては、介護保険事業計画で定める総介護給付見込額の2%が限度額となっておりますが、23年度の事業費につきましても限度額を超えておりますので、事業費を二段書きにさせてい

ただいております。上の段の括弧書きは総事業費で、下の段は法定負担対象額を表示して
ございます。ここでは上の段の総事業費で説明をさせていただきます。

(ア) の職員人件費は 2 名分で 1,474 万 5,000 円、これは全額法定負担対象外でござい
ます。

(イ) の地域包括支援センター運営費は、地域包括支援センター業務委託料等、地域包括
支援センター管理運営に要する経費で 5,014 万 1,000 円でございます。

(ウ) 任意事業費は、おむつ支給事業、介護者教室開催事業、認知症サポーター養成講座
等の実施に係るもので、649 万 1,000 円でございます。包括的支援事業、任意事業費合計
では 7,137 万 7,000 円で、前年度比 3.7% の増額でございます。

平成 23 年度介護予防事業費予算額の負担割合は図 7 のグラフに示すとおりでございまして、
市及び県がそれぞれ 12.5%、国が 25%、65 歳未満の第 2 号被保険者が 30%、65 歳以上
の第 1 号被保険者が 20% となっており、予算額は記載のとおりでございます。

平成 23 年度包括的支援事業、任意事業費予算額の法定負担割合は図 8 のグラフに示したと
おりでございまして、市及び県がそれぞれ 20%、国が 40%、65 歳以上の第 1 号被保険者
が 20% となっており、65 歳未満の第 2 号被保険者の負担はございません。

以上で資料の方の説明を終わらせていただきまして、予算事項別の方の歳出の方を御説明
をさせていただきますので、恐れ入りますが、資料 8 の 70 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は 2 億 6,575 万 6,000 円で、前年度より 2 億 942 万 8,000 円の
増額でございます。

主なものは、説明欄 1、介護基盤緊急整備特別対策事業 2 億 2,330 万 1,000 円及び説明欄
2、施設開設準備経費助成特別対策事業 2,875 万 6,000 円ですが、これは平成 22 年度に
募集をいたしました地域密着型サービス施設 3 施設、小規模特別養護老人ホーム、小規模
多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護施設グループホームに対する補助
金で、説明欄の 1 が施設の整備に対する補助金、説明欄 2 が施設開設に係る準備のための
経費に対する補助金でございます。2 種類の補助金の財源はすべて県補助金を充ててござい
ます。

説明欄 3、介護保険庶務事務 851 万 8,000 円で、前年度比 515 万 3,000 円の増額ですが、
これは 24 年度から始まります第 5 期介護保険事業計画に係るパンフレットの印刷代、アン
ケート調査と関係経費の増額によるものでございます。

説明欄 4、介護保険システム管理事業 518 万 5,000 円で、前年度比 779 万 9,000 円の減
額ですが、これは 22 年度に導入いたしました総合行政システムに係る経費の減額によるも
のでございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費 301 万 2,000 円につきましては、説明欄 1、介護保険賦課徴収事業で
前年度同様の経常経費でございます。

3 項 1 目介護認定審査会費 4,385 万 6,000 円の計上でございます。説明欄 1、認定審査会
に要する経費 3,188 万 5,000 円は、塩釜地区消防事務組合介護認定審査事務負担金が主な
ものでございます。説明欄 2、介護保険認定調査事業 1,197 万 1,000 円は、前年度比 394
万 2,000 円の増でございますが、これは認定調査件数の増加に伴い、非常勤の調査員 1 名
の任用に係る人件費及び調査業務の委託料増額によるものでございます。

4 項 1 目運営協議会費 46 万 8,000 円につきましては、介護保険運営協議会委員報酬で 10 名の 6 回分の会議開催を見ております。

次の 74 ページ、お願いいたします。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費から、76 ページお願いいたします。76 ページの中段、4 項 1 目特定入所者介護サービス等給付費までにつきましては、先ほどの資料で御説明を申し上げましたので省略をさせていただきます。

○紺野健康課長

76 ページ、一番下の欄でございます。

3 款 1 項 1 目一時予防事業費で 223 万 7,000 円の計上でございます。説明欄 1 の一時予防事業 216 万 2,000 円は、昨年度まで一般高齢者施策事業と称した事業で、介護保険法上の 1 号被保険者、65 歳以上の方ですが、及び介護予防サポーターが事業の対象でございます。その主なものでございますが、次のページをお願いいたします。

13 節委託料の 169 万 8,000 円で、水中ウォーキング事業、高齢者運動指導業務として健康ストレッチ教室とノルディックウォーキング体験教室で、これらはスポーツクラブへの委託を予定しております。このほか、第 7 期の介護予防サポーター育成講座の開催を予定しております。前年度比で 72 万 7,000 円ほど増額でございますが、ノルディックウォーキングの体験教室を 1 コースから 2 コースにふやしまして業務委託することによるものでございます。2 の多賀モリ会補助事業は、19 節の負担金、補助及び交付金で 7 万 5,000 円でございます。介護予防サポーター養成講座の修了者で組織されております多賀モリ会の活動補助金でございます。

次に、2 目 2 次予防事業費で 1,547 万円の計上でございます。これは昨年度まで特定高齢者施策事業と称した事業で、要介護状態になるおそれの高い 65 歳以上の方が対象でございます。その主なもので、生活機能評価業務委託料 1,150 万 4,000 円は、2 次予防事業に該当する方を把握しまして決定するための特定健診にあわせて行います生活機能チェックに係る経費でございます。介護予防教室業務委託料 352 万 8,000 円は、2 次予防事業の対象者に実施する事業でございますが、筋力アップ教室、一昨年までは転倒予防教室と申しております。この教室と口腔・栄養教室を予定しております。前年度比で 142 万 2,000 円ほど減額になっておりますが、生活機能チェックの受診者数を実績を踏まえまして 750 人ほど少なく見込みましたこと、それから補正の審議の際にもお話ししましたが、業務を委託することで会場使用料が減額になったことによるものでございます。

○松岡介護福祉課長

続きまして、2 項 1 目包括的支援事業費から、次のページの 2 目任意事業費までにつきましても、先ほど資料で御説明申し上げましたとおりで、1 のおむつ支給事業から 5 の家族介護慰労金支給事業に係る経費を見ております。事業の内容につきましては例年どおりでございますが、4 の成年後見事業につきまして、前年度比で 38 万 4,000 円増額となっておりますが、市長申し立てにより選任されました成年後見人に対する報酬費用の助成分を見ているものでございます。22 年度に 1 件ございました。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目基金積立金は 9 万 4,000 円でございます。説明欄 1、介護保険事業財政調整基金積立金 9 万 3,000 円につきましては元金及び利子積立金、2 の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金 1,000 円につきましては利子積立金でございます。

5 款 1 項 1 目 利子 5,000 円につきましては、一時借入れをした場合の償還利子でございます。

6 款 1 項 1 目 第 1 号 被保険者保険料還付金 85 万 1,000 円につきましては、転出、死亡等による還付金及び還付加算金でございます。

2 目 償還金 16 万 7,000 円で、23 年度までの期限となっております介護従事者処遇改善臨時特例交付金による現在の第 4 期介護保険事業計画に係るパンフレット作成費の執行残の返還金が主なものでございます。

次の 84 ページをお願いいたします。

2 項 1 目 他会計繰出金は科目設定でございます。

7 款 1 項 1 目 予備費は 569 万 7,000 円でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、58 ページへお戻り願います。

1 款 1 項 1 目 第 1 号 被保険者保険料は 5 億 2,560 万 9,000 円でございます。

1 節 現年度分 5 億 2,001 万 5,000 円は前年度から 755 万 8,000 円の増額で、被保険者数の増加によるものでございます。

2 節 滞納繰越分は 559 万 4,000 円を見ております。

2 款 1 項 1 目 督促手数料は 8 万 8,000 円でございます。

次の 3 款 1 項 1 目 介護給付費負担金から、62 ページの 5 款 2 項 2 目 地域支援事業交付金（包括的支援事業、任意事業）までは、先ほどの資料で御説明申し上げました内容ですので、説明を省略させていただきます。

また、次の 3 目及び 4 目の両補助金につきましては、歳出で説明をさせていただきました地域密着型サービス 3 施設に対する補助金でございます。3 目が施設開設に係る準備のための経費に対する補助金、4 目が施設整備に対する補助金でございます。それぞれ施設ごとに記載の算定基礎によります補助金額交付の予定でございます。

次のページをお願いいたします。

5 款 県支出金の財政安定化基金交付金につきましては廃目でございます。

6 款 1 項 1 目 利子及び配当金 9 万円につきましては、介護保険事業財政調整基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の利子でございます。

7 款 1 項 1 目 一般会計繰入金は 4 億 5,872 万 9,000 円で、前年度比 3,758 万 2,000 円の増額でございます。

1 節から 3 節までは給付費に係る市の負担分で、先ほど資料で御説明させていただきましたので、こちらも省略させていただきます。

4 節 その他の繰入金は 8,240 万 7,000 円でございます。

説明欄 1 の職員給与費等繰入金は 1,576 万 3,000 円の計上でございます。

2の事務費繰入金6,664万4,000円につきましては、前年度比397万3,000円の増額で、歳出で申しあげました一般管理費のうち介護保険庶務事務費、システム管理事業費等に対するものでございます。

次の66ページをお願いいたします。

2項1目介護保険事業財政調整基金繰入金及び2目介護従事者処遇改善特例基金繰入金につきましては、介護給付費等への繰入金でございますが、2目介護従事者処遇改善特例基金は、平成23年度で精算となる基金でありまして、歳出で御説明申しあげました国への償還金となる残額を繰り入れるものでございます。

8款1項1目繰越金から、次のページ、9款3項2目返納金までは科目設定でございます。

3目雑入につきましては、認知症サポーター養成講座の受講者に係る教材・テキスト代実費分、1冊100円の200人分を見ております。

以上が歳入でございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料4の19ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございますが、認定調査業務に使用いたします自動車1台分の借上料といたしまして設定いたすものでございます。期間は平成24年度から28年度までで、限度額につきましては108万3,000円でございます。

以上をもちまして平成23年度介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○藤原委員長

これより歳入歳出一括質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

○佐藤委員

81ページです。二つお聞きいたします。

介護福祉のおむつ支給事業のところではちょっとお金が減らされているんですけども、これは皆さんおむつが要らない人がふえたというか、健康な人がふえたというんだか、どういう要因を。

○松岡介護福祉課長

おむつ支給事業につきましては、在宅の方で常時失禁状態ということでおむつの支給を支援するというところでございますが、支給の要件といたしましては3カ月を超えて入院された場合、それから特別養護老人ホーム、あるいは養護老人ホームの施設に入られた場合については、支給の対象でなくなるということでございまして、今の実績状況等々を踏まえまして推計した結果でございます。

○佐藤委員

回数も減ったんですね、一時期に比べると。おむつの支給回数というか、利用できる状況が悪くなったというか、減ったというか、そういう声があったものですから、どうい

要因で、そうすると施設に入所したり、そういう人たちがふえてきたということなんです
か、中身は。

○松岡介護福祉課長

一因としましては、そういうこともあろうかと思えます。

○佐藤委員

前は結構支給していただいていたのにと。このごろ減ってきてるんではないかなという方もい
らっしゃるものですから、在宅で減らされている人たちの声があるものですから、ちょっ
とお聞きしたんですけれども、必要な人には援助できるような仕組みをずっと保っていつ
ていただきたいなという思いでお聞きをいたしました、おむつの支給です。いいんですか、
何かありますか。

○松岡介護福祉課長

支給の対象者の方への、今のお話ですと、枚数とかそういったものというのは要件として
は変わってございません。

なお、おむつといいましても今いろんなタイプがございまして、例えばリハビリ型であつ
たりとか、あるいはフラット型であつたりとか、あるいはワイド、大きいのか、利用者
の方の状況に応じてそういった数種類のおむつを準備しまして、利用者の方の使い勝手の
いいような形で支給をさせていただいている状況でございます。

(震度 4、11 秒後、9、8、7、6、5、4、3、2、1、0)

○藤原委員長

おさまりましたので続けます。

○佐藤委員

すみません。何かあやふやな状況を質問しまして。何かそういう話がちょこちょこ聞かれ
たものですから確認をしました。失礼があったらお許してください。

もう一つです。包括支援センターの中身でお聞きをいたします。

今、ちょっとこの間、私こういう経験をしたんですが、ある方が相談に来られまして、そ
のお宅に私も行きましていろいろお話を聞いていたら、包括のところと連絡をとらなきゃ
ならないことになりまして電話をしました。そうしたら、その電話がつながったんですけ
れどもお話が通じないのでよく確認したら、こちらは塩竈ですという話だったんですね。
そして、ええって言ったのね。2時過ぎ、3時前だったと思いますけれども、何で塩竈につ
ながったのって言ったら、東部包括支援センターが人がいなくなるから塩竈につながり
ましたというお話でした。それでびっくりしたんです。私の用件はそんなに緊急を要する
ことではなかったんですけれども、もしかしたらとても緊急を要するような話のことある
かと思うんですね。そういうときに塩竈だから状況わかりませんから戻ってきたら電話
させますという状況だったんです。それで、その包括支援センターの役割務まるのって聞
いたんですけれども、塩竈の人に怒ってもしようがないので、そこでとどめたんですけれ
ども、そういう4人、東部包括センターには4人いるそうです。ちょっと状況をお聞きし
ますと、西部には3名、中央地域には4名、東部には4名いて、それぞれ西部では3,186
人の高齢者がいる、中央地区には4,038人の高齢者がいる、東部には4,294人の高齢者が
いるという中で1人1,000人ぐらいずつ持っていらっしゃるんですね。やっぱり考えてみ

れば大変なわけですよ。そういう中でどこかに行っちゃったときによそに電話をセットするように回しておくというようなことをすることが果たしていいのかどうかということも含めて、人数をもっと現実的に支援センターの人たちがちゃんと緻密に回れるような人数にしておくべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○松岡介護福祉課長

お話の件の地域包括センターでございますが、平成 19 年度から 3 地域包括という形でスタートしております。それで、国の基準では高齢者の数がおおむね 3,000 人以上から 6,000 人未満の場合につきましては 3 職種、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員それぞれ 1 名、3 名という国の基準がございまして、本市におきましても 3 名体制でスタートしておりましたけれども、平成 22 年度から、やはり国の基準の幅が大きいこと、それから高齢者の数の推移を見まして、今現在 4,000 人を超えております中央と東部につきましては、国の基準にさらに 1 名プラスしまして 4 名体制とお話ございましたような形で運営をしておるところでございます。

それで、お話の件につきまして、やはりどうしても訪問、先方の日程の都合、時間等に合わせて、どうしても留守番的に置きたいのはやまやまなんですけれども、やはり利用者の方の御要望に応じて、一時的にそういう状況があることも事実でございます。今現在、国の方でも業務のさらなる円滑化ということで見直しをしているというような情報もちよっと入ってきておりますので、今基準を 1 名増にして、それぞれ東部、中央を実施しておくこと、そういったことも踏まえまして、22 年度から 1 名増にしておりますので、状況を見たいと思っていますので、御理解をいただきたいと思っております。

○佐藤委員

東部地域の今 4 人いる人は、何だっけ、1 人どこかでやめるという話で、その後の補充はちゃんとつけられるんでしょうか。

○松岡介護福祉課長

今現在、3 包括それぞれ皆委託をしておりますけれども、今お話ございましたように、1 名、2 月いっぱいをもちまして退職ということでございますが、当然委託先の方で後任者を早急に選任いたしまして、4 人体制に復帰できるような形で今進んでおります。

○佐藤委員

電話、よそに回って役に立たなかったことも含めて、やっぱり高齢者、相手が高齢者ですから急ぐわけですよ、事態の解決を。そういうときにいつ来るかわからないけれども、こっちから連絡させますでは、支援センターの役を果たさないというふうに思うんですね。ですから、国が基準を見直しているというお話もありましたけれども、見直して言ってなかった。言ったよね。言わない。はいどうぞ。

○松岡介護福祉課長

恐れ入ります。国が基準を見直しておりますのは、その人数ではなくて、包括支援センターの業務の内容を今いろいろ見直しをして、ちょっと例えばスリム化を図るとか、別な形の業務をということで、人数の基準ではございません。

○佐藤委員

だったら、もっとだめじゃん。スリム化を図られたら困るんです。やっぱり高齢者が必要なときにすぐ駆けつけてくれるような施設で、そういう対応でないと、本当にやきもきす

るわけですよ。ですから、そういう見直しではうまくないんだね。とにかくちゃんと高齢者が必要なときに駆けつけてこられるようなシステム、あるいは仕組みをつくっていくべきだというふうに思いますので、このところで介護保険課で声を出していくしかないんだと思いますけれども、ぜひそういう実態をきちんと伝えていきながら、しかるべき、要するに1人1,000人も見るなんていうのは大変だと思うんですね。4人いて、その人も留守番もできないというような状況ですから、そういう状況を急いで解決すべきだというのが私の意見です。そういう状況を解決するためには国に意見を上げていくということも必要であると思いますので、今後こういうことのないように対処をよろしく願いをいたします。

○藤原委員長

答弁は。（「どうぞ」の声あり）

○松岡介護福祉課長

大変説明がちょっと申しわけございません、舌足らずで。国の方が今見直しておりますのは、いろんなその包括の業務を少し整理をして、やっぱりもう少し専念できる形に、何ていうんでしょう、そういう意味でのスリム化ということでございまして、いろいろ膨らんできた業務をちょっと整理をするということの見直しでございます。

あと、今お話しの件につきましては、やはりお問い合わせ等ございますので、なるべく円滑にいく形で見てまいりたいと思います。

○藤原委員長

じゃ地震について報告いただきます。

○澁谷総務部長

ただいま地震あったことについて、今わかっている状況だけをちょっと報告させていただきたいと思います。

震源の部分については、ちょっとまだわかってないようなんですけれども、宮城、この場合ですと……三陸沖震源ということなそうです。それで、宮城北部ですと5弱、宮城中部ですと4、ここ宮城中部の方になっているようなんですけれども、一応4ということで、そして多賀城の震度なんですけれども、市民活動サポートセンターの方に設置してある震度計からいくと、2というふうになっている。あそこの場合、比較的安定している部分、どちらかという山の部分なものだからという部分があるのかなとは思っております。

それで、津波なんですけれども、津波につきましては一応、津波注意報が発令されているということで、大体到達、仙台港ですと12時50分ごろに到達予定ということで、予想潮位なんですけれども、おおむね大体50センチぐらいというようなことです。ただ若干干満の関係がありますので、ちょっとその辺まではわかりませんが、到達時刻が12時50分ごろ予定で、大体高さは50センチぐらいの津波になるのではないだろうかというようなことでございます。今現在わかっている情報としてはそのようになっております。以上でございます。

○藤原委員長

質疑を続行します。

○中村委員

資料の79ページ、13節、上の方ですね、水中ウォーキング事業委託料ってあるんですけども、13節委託料で高齢者運動指導業務委託料、この103万円計上されてますが、中身はどのような契約内容になっているんでしょうか。

○藤原委員長

さっき説明したんですけども、何がわからなかったんですか。

○中村委員

これ丸投げ、スポーツクラブに全部委託してどうやるかはスポーツクラブに任せてありますというのかどうか。それで、この間も私発言しましたけれども、ノルディックウォーキングの場合にはポールの準備する必要があるんですよ。水中ウォーキングだったらそのままいいんですけども、そういう面はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたかったんです。

○紺野健康課長

高齢者運動指導業務委託料103万円につきましては、中身は、今お話がありました健康ストレッチ教室とノルディックウォーキング教室でございます。この二つにつきましては、市民スポーツクラブの方に全面的に委託を予定しております。今ノルディックのポールのお話ございましたけれども、そういったものの準備その他につきましても、23年度は全面委託ということでスポーツクラブの方の担当の方に一切お願いをするということで予定しております。

○阿部委員

78、79ページの包括支援事業に関連してですが、先般の市長の所信表明に対する質問の中で、一つは、包括支援センターの現状を市長が確認した方がいいんじゃないでしょうかということが一つ。それからもう一つは、利用しやすいような状態になってないですよというようなことをたしか質問したんじゃないかと思うんですが、一つ目につきまして西部の理事長にお伺いしましたら、市長早速来てくれましたよと、こう言ってましたからね。早速足を運んでくれたと。市長、さすが現場主義だと、このように……、いや率直に申し上げているんですが、それにつきまして市長の訪問した、感じたところ、どういふふう感じたのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○菊地市長

ちょっとやっぱりわかりにくいというか、阿部委員おっしゃったように、余り何ていうんですか、いい感じは受けなかったということは否めない事実じゃないかなというふうに受け取りました。ですから、改められるものは改めなくちゃいけないかなというふうな思いはして帰ってまいった次第でございます。

○阿部委員

市長、思ったことを実現できるような、していただくように期待をしたいと思います。

二つ目につきまして、これいつか読売新聞だったと思いますが、せっかくのこの事業が高齢者によく知れ渡っていないということは、十分に利用されていない。これは松岡課長も、その新聞、たしか切り抜いておりましたね。勉強をしっかりとっておりましたよ。私それ確認しております。それで、私やっぱり申し上げたいのは、私のように後期高齢者でも目もはっきり見えるし、足も丈夫だし、どこまでも行けますから、いいんですよ。しかし、私のように元気のいいのは余りいないんじゃないかと思えますね。ですから、そういった後

期高齢者の立場に立ってこれはやっぱり整備しなきゃいかんだろうと、こういうふうに思います。例えば市の社協のところにあるあれ見てもそうでしょう。包括支援センター、中央ですか、中央地区包括支援センター、でかい看板掲げてある。書いてありますよ。しかし、高齢者が何のことかわかりませんよね、あれね。私はわかりますよね。ほかの一般高齢者はわからないと思うよ。何のこと書いてるのか。

それから、市役所に入っていく。入りづらいでしょう。事務所に行く。それも入りづらいでしょう。中に入ったら事務所狭い。相談室あるか。ないんですよ。私いつか行きましたら、相談室どこにあるのって言ったら、理事長室あるんだと、こう言うんですよ。それじゃ行ってみようかと。理事長いるんです、そこにね。行けないですよ。私はよく知ってるから、ああいいわって言っているいろいろ話してきましたけれども、ほかの話までしてきましたけれども、高橋、西部地区もやっぱり同じなんですね。利用しづらいような状況にあるんです。その辺は恐らく市長もよくごらんになってそうだなあと思ったんじゃないかと思うんですね。この辺をひとつよくこれから、せつかくの事業ですから、本当に、何回も言いますが、高齢者の立場になって、利用しやすいところにいろいろ工夫していただきたいと、看板から始めてね。それを申し上げて、終わります。

○藤原委員長

回答は要らないですか。（「回答は松岡課長、何かあります」の声あり）

○松岡介護福祉課長

場所的な問題につきましては、阿部委員の方からお話いただいておりますので、既存の建物でございますので、極力雰囲気的にも御利用いただけるような雰囲気、職員もそのように心がけておりますし、お知らせといえますか、周知につきましても、各自分の所管の担当の方に自分たちのチラシをつくりまして、職員の顔写真を入れたりとか、あるいは気安く声をかけていただけるように情報の提供ということで、何回かに分けてチラシなどを作成しながらお知らせをしている状況でございますので、引き続き今後とも御利用いただきやすいようにしてまいりたいと思います。

○藤原委員長

そのほか質疑がある方は。

ここで昼の休憩に入ります。再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時 03 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○藤原委員長

それでは、午後の議事を再開いたします。

○柳原委員

まず、資料 9 の方の 49 ページの介護給付状況（図 4）の過去の居宅サービスと A の居宅サービス計画が前年度伸び率で減少しているんですけども、この原因というのは、わかりましたら教えてください。

○松岡介護福祉課長

図4の居宅サービス計画費の方でございますが、22年度の実績の方、居宅サービスも伸びておりまして、この図の比較につきましては22年度見込みと、それから23年度当初を比較したものでございまして、居宅サービス費の利用費自体は伸びてきておりますが、実績、22年度のその年のものなのか、あるいは傾向的にこれからなのかということでございまして、対前年度比では22、23では伸びた予算組みをしておりますが、実績ベースで見ますと下がっている形でございますが、居宅費自体は伸びている状況でございます。

○柳原委員

それがたまたまこういう数字になったのかどうかというのは、例えば利用している人数が少なくなったとか、認定の仕方が変わって少なくなったとかということではないんですか。

○松岡介護福祉課長

23年度におきまして施設等の開設もございまして、そういったことを勘案、あるいは今申し上げましたように当初予算比較では増という状況でございますが、居宅費自体は伸びているという状況でございます。

○柳原委員

次の質問です。先ほどから包括支援センターの職員が抱えている高齢者の数が多過ぎて回り切れないんじゃないかという意見が出されているんですけども、包括支援センターが始まったころは中学校区に1戸というような基準が以前はあったようなふうに記憶しているんですが、それから考えますと、市内、特に東部地域にもう一カ所包括支援センターがあってもいいのではないかなと思うんですが、そういうことが部内で話題になったりとか、検討されたということはあるんでしょうか。

○松岡介護福祉課長

先ほど佐藤委員の御質問にもお答えした際に御説明いたしましたが、平成19年度から3地域の包括センター体制ということでスタートしておりまして、おおむね東部、中部、西部と高齢者の人口をおおむね均等といたしますが、そういった形で見えておりましたけれども、高齢者の人数につきましても、必ずしも皆さんが体調の悪い方ばかりでもございません。ただ、高齢者の方々いろいろ抱える不安ということもございまして、そういった状況で体制、地域、市域の割合、それから高齢者の人口の割合を見て3体制ということでございまして、ふやすということについては今のところ議論はございません。

○柳原委員

これから市内でも高齢者人口が伸びていく傾向にあるということなので、これは将来的な課題として支援センターをふやすことも検討していただけたらなと。これは要望にしておきます。

○板橋委員

介護保険全般にわたってちょっとお聞きしたいんですが、厚生労働省が在宅介護サービスの支給限度額を超えて介護保険を使っている人の利用サービスの内容が、記されているケアプランの9割に見直す余地があると厚生労働省で公表しているんですが、その件に関して詳しくお聞きいたします。

○藤原委員長

とりあえず答えられるのであれば。

○松岡介護福祉課長

今その報告、ちょっと手元にございませんので、日ごろそういったサービス、給付等についてのかかわることについてちょっとお話をさせていただければ、やはり利用者の方々に對して適正なサービスのプランがつくられ、適正な……。〔委員長〕の声あり)

○板橋委員

それ手元にないんだったらいいです。

これは2月8日の河北新報の記事です。それで、厚生労働省は、ケアマネジャーが作成した計画が適切かどうか、より詳しく実態を調べる必要があるとして慎重な姿勢を示している。調査では、市町村でケアプラン作成を指導する看護師ら専門家4人が昨年3月の延べ200人分を点検、見直す余地があるとした計画のうち、提供するサービスが多過ぎると不足しているとの指摘がそれぞれ半分あったと。こういうふうなことは担当課、所管で掌握されているのが筋じゃないかと思うんですが、その件に関して部長から現況をお聞きしたいと思います。

○内海保健福祉部長

そのような指摘もあるわけですがけれども、ケアプランについての点検については介護福祉課の方で点検をしておるということでございます。

○板橋委員

そういうふうにして国の機関でそういうことを調べたことに対して公表されているということに対して、2市3町でケアプラン等調べておられますよね。その介護保険に對しての委託されているのが広域の組合事務消防組合ですよね、違いましたっけ。

○松岡介護福祉課長

ケアプランにつきましては、それぞれのケアマネジャーが作成をしまして、その内容の点検はそれぞれの市町村で行っております。

○板橋委員

それに関して厚労省が問題があるんじゃないかという提起されているんですよ。今の私、記事のことをそのように解釈しているんだけど、だから、そういうふうにしてやっていることに対して多賀城市はどのように今対応しているんですかということをお聞きしているんですよ。

○内海保健福祉部長

先ほどもお答えしましたように、それは確かに厚労省でそういうふうな見方をしたということについては、日本全体についてそのようなとらえ方をしているということだと思います。その結果として、全体調査をしたわけではないでしょうから部分抽出でサンプル調査をしたところでそういうふうな形のものがあったということだと思います。多賀城市におきましては、先ほど申し上げましたように、いわゆるケアプランの点検については多賀城市の中でやっておるということでございます。

先ほど2市3町云々の話が出ましたけれども、これは介護の度合いの認定の業務については塩釜地区消防組合でやっているということでございます。

○板橋委員

その介護の認定の度合いを認定されているということは、全体的なことでしょう。一般的にわかることでしょう。それに対して多賀城市の方で所管されている分に対して、私が今言ったことに対して何ら問題がないんですかと。それに対して、今後調査してみるとか、精査してみるとか、そういうふうな対策を講じるということは考えているのかいないのか。その辺までやっぱり私がちょっと質問したことに対してそのぐらいまでお答えしてもらうのが筋じゃないかと思うんですよ。1から10まで全部こうやれ、これこういうわけですから、こういうことに対してどう思うんですかと言ったとしたって、時と場合によっては御答弁できない場合あるでしょう。それはお互いそれをずんずん詰めていって、そして最終的に対応こういうふうな形で対応していくとか、いろいろあると思うんですよ。私言っていること矛盾してますかね。（「質問の中身がわからない」の声あり）質問の中身が悪い。（「わからないんです」の声あり）わからないんだったらいいですよ、これ。もう一回言いますよ。

○藤原委員長

座ってください。（「総務部長、よく議運に来て言ってますが、この件に関してどう思うんですか」の声あり）

○内海保健福祉部長

いわゆる介護認定審査の話をお尋ねがあるのか、ケアプランについての点検結果についての実態がどうなのかというふうな御質問なのか、いずれをお尋ねなのかというふうなことがわからないのでございます。

○板橋委員

わかりました。結局、厚生労働省でこういうふうな形で見解を指摘してきたことに対して、今現在、多賀城市としてはどのように対応されているのか。今後こういうことがあったということに対して、どのように前向きに検討して問題がないようにしていくのか。要は、今介護保険制度というのは3年に一度ずつ改正になってきて、今まで1週間に2日サービスを受けていた人が、制度改正、保険料が高くなった。あと自己負担が高くなってきているので、上がってきているので、1週間に1日しかそういうところでサービスを受けられない。これが実態じゃないですか。それに対して、ケアプランの作成に対して厚生労働省が疑問があるということで全国的に提示されていることじゃないですか、今言ったの。（「わかりました」の声あり）

○藤原委員長

ケアプランだと。

○松岡介護福祉課長

お尋ねの件につきまして、厚生労働省の方でそのような確認をした、調査をしたということの実態が明らかになったわけですので、これまでもしっかりとケアプランについての点検はやってきてございますけれども、そういった事実が全国的にあるということがはっきりしたということですので、なお一層その意味で点検をしっかりとやってまいりたいというふうに思います。

○板橋委員

私より前に御質問した方で支援包括センターだの今私が聞いていることと整合性はないですか。ありますと思いますか。結局、なかなか対応し切れないでいるということは、こ

れにある程度幾らか半分裏づけになってこない。一連の介護保険制度に対しての仕事、作業の流れと一緒にでないですか、違います。

○松岡介護福祉課長

包括センターのお話もございましたけれども、基本的にはケアプランにつきましてはケアマネジャーが作成をいたします。そういった内容について委員御指摘の点、厚労省のお話につきましては本人に合ったケアプランを作成されてない場面があるということで、部長が答えましたように私の方も点検をしているという状況で、直接包括センターの業務としての分の大きなウエートということはありません。

○板橋委員

多賀城市のこの特別会計・一般会計全般からすると、介護医療費が増大しているということに対して、多賀城市の財政に対して負担が重くのしかかっているか、まだまだ余裕があるか、その辺ちょっとお聞きします。

○松岡介護福祉課長

お話ございましたように介護保険の給付につきましては国、県、それから市町村、それから支払基金ということで負担割合に基づいて投入される形、繰り入れされる形になります。第4期の介護保険計画における22年度のベースで見込みを見ますと、計画では26億6,344万7,000円、計画に対する22年度の実績見込みですと26億6,252万9,000円、計画に対しまして99.96%となっている状況でございます。給付費が伸びれば、当然お話ございましたように一般会計からの繰り入れも多くなることとなりますので、その点では負担は大きくなるものと思います。

○板橋委員

一般会計からの繰り入れが負担が大きくなるというのはわかるの。多賀城市全体の予算からした場合に何らまだまだ余裕あるのか、介護保険の方に、特別会計の方に繰り入れしている分。相当もう大分足かせになってきているのか、その辺をお聞きしているんです。これは介護福祉課長じゃなく、財政全般だから公室になるんじゃないですか、違います。

○内海保健福祉部長

介護保険制度が始まって、例えば同じ保険の制度で動かしている制度があるわけですがけれども、例えば国保と大きく違う点は、いわゆる不足部分を一般財源で補うということについて明確に法律の中で禁止をされているということでございます。したがって、当然その給付額がふえれば、いわゆる市町村分の持ち分というのは当然それに比例してふえていくことにはなりますけれども、結局は最終的に今のその負担割合それぞれが変わらなければ、あるいは自己負担額が変わらなければ、全体としては保険料が上がっていくという仕組みになっております。ですから、この辺をしっかりとらえた上で事業運営をしていくということが介護保険事業にとっては非常に大切なことであるということでございます。

○板橋委員

多賀城の財政事情は、介護保険の特別会計の方に繰り入れが多くなったとしても、まだまだ余裕あるということですか。仙台市の予算案でもって介護医療費増足かせという記事出てるんですよ。介護医療費がふえてきているので財源的に厳しくなっているという記事じゃないですか。そのことを聞いているんですよ。だから、一般会計の方で全然その辺がまだまだ余裕あるんですかって聞いているんです。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

お答え申し上げます。

介護保険特別会計の繰り出しについては、先日前お示しさせていただきました中期見通しの方で取り扱わせていただいております。そちら方は確かに負担としては大きいものがありますけれども、現時点におきましてはその介護保険計画の範囲の中での負担ということで認識しておりますので、現時点ではそれほどまだ大きくなってないのかなと、その範囲の中におさまっているのも特に問題ないのかなというふうには認識しております。

○板橋委員

その中期見通しだって何年後でしたっけ、財政調整基金が枯渇するの。それ考えたらば厳しいということを一言言ってもらえば、何もまた聞きませんよ、これ何回も。余裕あるんですか、多賀城で、ね。（「板橋委員」の声あり）わかります。要は制度改正で保険料が上がっていけば、それでスライドするからそんなに負担ないと思うんでしょ、言ってるんでしょ。

○藤原委員長

今の答弁はそうなんですけれども、私が板橋委員にお願いしたいのは、一応一般会計の全体の財政状況の問題については一般会計の中で既に議論済みなので、それを終わったものとして介護保険の仕組みの中での議論に限定をしていただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがですかね。

○板橋委員

委員長ね、こういうふうにして新聞記事にある程度出ているんですよ、仙台市の予算で介護医療費増で足かせになっているって。多賀城はまだ大丈夫なのかということを知っているんですよ。

○藤原委員長

じゃ、納得されてないようですから、再度公室長に。

○板橋委員

歳入に関してだって、ことしの。繰入金、去年より増、多くなっているでしょう、これ、予算で。そういうふうにして年々上がってきていることに対して、まだまだ大丈夫なんだろうかと、そういうことです。

○菅野市長公室長

この介護保険も含めまして生活保護費等でありますとか、いわゆる扶助費全般が右肩上がりの予想が立てられてございまして、これに対しましては非常な危機感を抱いております。ただ、これは国全体の一つの制度の中での運用でございまして、一地方自治体が、今この制度全体の見直しもきちんと国全体で議論していく時期にそろそろ差しかかっているのではないだろうかというふうな考えを持っております。

○板橋委員

わかりました、国全体ね。だから、そこでもって、これ最終的に仙台市の予算のことに關してだって、生活費を切り詰めることで来年に回せるお金を少しでも生み出し、自己破産、財政再建団体への転落はしないように努めたいと、こういうふうな形で一つの全体のこと

で見えてきているんですから、今、介護保険制度特別会計ではわかります。それ全体、多賀城市の根幹にちゃんと触れていることでしょう。それを聞いているんですよ。だから、市長公室長がもう少し早くそれを言ってもらえば、何も何回も3回も聞かないんですよ、ね、保健福祉部長。疑われると思います。以上でやめます。

○根本委員

資料 71 ページの介護基盤緊急整備特別対策事業ということで、補助金、地域密着型の特養ホームですね、それから小規模多機能グループホーム、23年度に建設をするということですね。これは先ほど言いましたけれども、第4期計画の23年度、23年は最終年度になっているということで、先ほどもお話あったんですけども、施設の面では計画どおりに順調に進んできた、このように見てよろしいんですか。

○松岡介護福祉課長

お話の件でございますが、22年度に募集をいたしました3施設につきましては、この71ページの表で言いますと2番目の小規模多機能とグループホームについては応募がございましたが、小規模特別養護老人ホームについては応募がございませんでした。そういった点では現段階では二つについては応募がありまして選定をいたしましたので、今後着工に向けての準備でございますが、そういう点ではおおむね計画どおりという形でございます、現時点では。

○根本委員

そうすると、特養ホームの方はもう一つ、1施設が必要だということになって応募がなかったということなので、23年度中も応募するんですか。それとももう計画が間に合わないから次の第5期計画になるということですか。

○松岡介護福祉課長

ただいまの件につきましては、まず二つの選定が今終わりました準備を進めているところでございまして、今後につきましては、ちょっとこれから検討ということの状況でございます。

○根本委員

恐らくこれは本年度中に建設されて事業がスタートをするということになるので、本年度の予算の中にはこの介護給付費は含まれていないと。恐らくこの施設の入所したり多機能に通所したり、そういう新たな給付の面というのは24年度以降になるということですね。そういうことを考えたときに、23年度の予算で一つの特養ホームができて2億ちょっとぐらいの給付費が伸びたと先ほど説明がありました。このグループホームと小規模多機能ができることによって24年度も予算はそれなりの上積みをしなくちゃいけないと。負担割合、先ほどもお話がありましたけれども、市と県と国の半分が負担割合があって保険料をどうしても上げなきゃいけないという、そういう場面になっていくのではないかと思うんですが、これから恐らく第5期計画を策定していくと思うんですけども、そういう市民の皆さんに介護保険料の負担をどうするのかと、そういう見通しは、財政も非常に厳しい状況になってますからね、どういう見通しでいらっしゃるんですか。

○松岡介護福祉課長

今、根本委員からお話ございましたように、給付に対する保険料という形になりますので、お話ございましたように、そういった施設の開設状況等々を踏まえまして給付費に反映さ

れるのがいつ、そういったものも見据えること、それから、これまでの第4期の進捗状況、それからここ数年の各サービスごとの伸びの状況等を見ながら、これから精査をしていかななくてはならないということで、ここ6年間、2期の分据え置いて保険料きておりますので、そういったあたりを踏まえて十分お知らせをしていかなくちゃいけないというふうに考えております。

○竹谷委員

今、根本委員の質問で特養については応募がなかったということですが、応募がないということは、どのような原因があるのか、その辺については調査されておりますか。

○松岡介護福祉課長

小規模特別養護老人ホームにつきましては、先ほどの説明の中で1カ所、22年度中に開設をしたところがございますが、近隣のところの状況をちょっと聞いた場合にも、やはり応募なかなかなかったという状況も聞いております。我々担当者として推測かと思うんですけども、やはり採算性の問題であったりとか、やっぱりそのあたりが大きいのかなというふうにちょっと感じてはおります。直接これというものはちょっと特定はできませんけれども。

○竹谷委員

やはりこういうことをちょっと調査をして、制度的に問題があるのであれば制度を変えながら、必要な施設だからこういうことをやろうとしているわけですから、そういうことをきちっとある意味では精査をして、そして制度改正なりのことに着手をしていかなければ幾ら県からの補助金来て、やろうやろうと言ってもできていかない。結果的には必要でない施設ならいいんですけども、必要だからこういう対策をやっているわけですから。そういう面では私は調査して、こういう原因があると。それで、こういう原因を解決するにはこうしておかないと問題があるということをしちんと私は、多少は時間がかかると思いますが、早い時期にそういうことをやっておくことが大事じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○内海保健福祉部長

確かに原因がどうであるかということについての把握はまだ十分行っておらないということですが、ただいま申し上げましたように、やはり規模のメリットと申しますか、ここの分野にも多分そういったものが働いているんだろうというふうに思っております。29床までということになりますので、小規模多機能ということになりますと、ですから、やはり全国展開がなされているような施設については一定の規模を伴った形での展開がなされておるということでございます。ただ、そうなりますと、小規模多機能の場合ですと多賀城市民の利用ということになりますけれども、それ以外の方々の利用もその中でやっていくというふうな形になります。この辺との違いを整理できれば、必要な施設を確保するというふうな方向での取り組みはできるような感じはしております。

○竹谷委員

これはグループホームとは次元が違うとは思いますが、グループホームに対しては物すごく応募があったというふうに聞いているんですよ。グループホームにはそれだけのものがあつたのに特養ではないということは、そこに何らかの、今部長がおっしゃったような問題もあるでしょう。何らかの原因があるんじゃないかということをおある程度調査をして理解しておかないと、幾らこういうものを政策で打ち出しても、その実現が生まれてこないんじゃないかというような気がするものですから、もしそれであれば多賀城でこ

れを使わないでグループホームをもうちょっとふやしてやるとか、いろいろなこともあると思うので。物すごく応募があって1社だけ、片方は全然応募がなかったというのであれば、そこにどういう問題があるのかということを私は調査をして課題をつくり上げて、その解決のために必要であれば県なり、必要であれば皆さん方の政策の中で解決していく方法をつくるべきじゃないのかというふうに思いますので、これは回答いいですから、そういうことを私は踏まえてこういう問題は取り組んだ方がよろしいんじゃないかと。県から補助金あるからやるじゃなく、そういう点もきちっと研究をして進めることが大事じゃないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○藤原委員長

そのほか質疑ございますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第19号 平成23年度多賀城市介護保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○藤原委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第20号 平成23年度多賀城市下水道事業特別会計予算

○藤原委員長

次に、議案第20号 平成23年度多賀城市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○藤原委員長

歳入歳出一括説明を求めます。

○江口下水道課長

それでは、平成23年度下水道特別会計について御説明申し上げます。

資料 8 の 101 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項 1 目一般管理費でございます。9,018 万 7,000 円の計上でございます。

初めに、説明欄の下水道課関係ですが、1 の下水道事業庶務事務につきましては 229 万 5,000 円の計上で、これにつきましては下水道事業全般にわたる経常経費でございます。

続きまして、1 款 2 項 1 目雨水管理費で 2 億 8,612 万 7,000 円の計上でございます。

初めに、こちらの説明欄、下水道課の分の 1 の雨水施設管理庶務事務でございますが、こちらにつきましては雨水施設管理に係る経常経費となっております。

次のページをお願いいたします。

説明欄 2 の雨水管路維持管理事業でございますが、こちらにつきましては 6,554 万 4,000 円でございます。こちらにつきましては暫定ポンプ場、高崎除じん機の設備点検等業務、雨水幹線等の清掃並びに除草等の業務を行う経費でございます。

続いて、3 の雨水ポンプ施設維持管理事業でございます。こちらは 1 億 4,196 万 5,000 円ですが、こちらにつきましては中央ポンプ場を含む五つのポンプ場の設備点検等、また各ポンプ場の経常的な経費でございます。

続いて、4 の仙台市雨水排水施設維持管理負担金でございますが、こちらにつきましては仙台中野雨水ポンプ場の維持管理費用の負担で、覚書に基づいて計上しております。ちなみに、23 年度の維持管理費用につきましては 3,469 万 7,000 円となっており、多賀城市の負担割合は 58.5%の 2,029 万 8,000 円ということになっております。

続いて、5 の八幡雨水幹線板柵修繕事業でございますが、こちらにつきましては 3,550 万円でございます。今年度の整備延長は 355 メートルを予定しております。

続いて、6 の中央雨水ポンプ場長寿命化対策事業で 1,199 万円でございますが、こちらにつきましては中央ポンプ場施設と機械設備や電気設備の老朽化に伴っての予防保全的な管理と計画的な改築を進めるべく長寿命化計画を策定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

1 款 3 項 1 目賦課徴収費でございますが、こちらは 7,263 万 8,000 円の計上でございます。

説明欄の下水道課関係の 1、下水道使用料徴収事業で徴収事業に係る経常経費でございます。

13 節の委託料で塩竈水道事業会計へ委託している塩竈給水区分の下水道使用料徴収事務委託料と多賀城市の水道事業会計へ委託している当市給水区分の下水道使用料徴収事務等委託料で、塩竈給水区分で 3 万 600 件、多賀城市給水区分で 23 万 4,753 件、合わせて 26 万 5,353 件を予算計上をいたしております。

次に、2 の下水道事業受益者分担金・負担金徴収事業でございますが、14 万 1,000 円ですが、これは経常経費でございます。

続いて、2 目汚水管理費でございます。こちらは 3 億 3,164 万 6,000 円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

初めに、説明欄の下水道課関係の1、汚水施設管理庶務事務でございます。こちらは3,055万3,000円ですが、こちらにつきましては消費税及び地方消費税と経常経費ということになってございます。

消費税関係の詳細につきましては、議案関係資料の9の59ページに掲載しておりますので、御参照願いたいと思います。

続いて、2の下水道接続促進事業で25万8,000円ですが、こちらにつきましては経常経費でございます。

3の排水設備等審査業務92万3,000円ですが、排水設備の申請受け付けに係る経常経費ということになっております。

続いて、4の汚水管渠維持管理事業で3,515万2,000円ですが、こちらにつきましては汚水管の清掃や調査、補修業務等を行うものでございます。

5の汚水ポンプ施設維持管理事業で756万9,000円ですが、こちらにつきましては市内12カ所に設置してある汚水の中継ポンプ場の清掃や設備点検等業務を行うものでございます。

それから、6の汚水処理負担金でございます。こちらは2億4,816万2,000円ですが、こちらにつきましては相互流入負担金と仙塩流域下水道維持管理負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

次のページの説明欄の一番上でございますが、相互流入負担金は、本市に隣接する仙台、塩竈、七ヶ浜に汚水が流出するもので、総排水量を20万9,000立米を見込んでおります。

次に、仙塩流域下水道維持管理負担金につきましては、汚水量を731万1,000立米見込んで計上しております。

続いて、3目水質規制費で1,069万9,000円の計上でございます。

説明欄の下水道課1の水質規制事業で317万7,000円ですが、水質検査業務に係る経費でございます。この水質検査につきましては、流域下水道へ流入する下水の水質検査18地点と特定事業所等の水質検査33地点を今年度は予定しております。

続いて、2款1項1目公共下水道建設費でございます。こちらにつきましては3億9,634万円の計上でございます。

なお、こちらの工事箇所、工事種別、工事概要につきましては、資料9の57ページに一覧と58ページに市内の図に場所を示したものを掲載しております。参考にいただければと思います。

それでは、説明欄の下水道課ですが、こちらにつきましては、初めに1から4までの事業、浸水対策事業ですが、総額で2億4,891万円を計上しております。

まず、1番目の高橋雨水幹線整備事業でございますが、2億1,414万円ですが、こちらにつきましては13節でJRへの設計業務等委託、それから15節での国道45号からJR仙石線までの延長100メートルの工事と、それから公有財産購入、水路敷の購入、それから工事に伴う物件移転補償等、これらを計上しております。

次に、2の六貫田雨水枝線整備事業でございますが、こちらについては3,057万円を計上しております。こちらにつきましては仙台臨海鉄道から西側に向かって約150メートルの工事と物件移転補償費ということになっております。

続いて、次のページをお願いしたいと思います。

説明欄 3、中央雨水枝線整備事業と、その下の説明欄 4 の伝上山雨水枝線整備事業につきましては、おのおの 210 万円ですが、こちらにつきましては駅前の区画整理連立関連で JR 仙石線をまたぐ雨水枝線の設計業務を早目に委託をして、事業を進めていきたいと考えております。

それから、説明欄の 5 と 6 につきましては、地震対策事業として総額 7,287 万円を計上しております。

初めに、5 の中央雨水ポンプ場地震対策事業で 6,477 万円ですが、こちらにつきましては、昨年度 22 年度、耐震診断に基づく耐震設計業務とそれに伴う工事、補強工事を予定しております。

続いて、6 の八幡雨水ポンプ場地震対策事業でございますが、こちらにつきましては 810 万円で、こちらは 21 年度に策定をいたしました多賀城市の下水道総合地震対策計画に基づいて耐震診断を予定しております。

続いて、7 の雨水施設建設事業（単独）でございます。こちらにつきましては 279 万円でございますが、雨水施設建設に係る経常経費と工事費をこの中で計上しております。

続いて、下から 3 行目の 8 の仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金でございますが、3,750 万円です。こちらにつきましては西原雨水ポンプ場を仙台市の方で 26 年度完成予定として整備しておりますが、これが多賀城市の整備負担割合 3.2%となっております。

続いて、一番下、9 の汚水枝線整備事業（単独起債）で 3,347 万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

こちらは工事費で 22 年度の第 4 号補正の際にもお話をさせていただきましたが、市川地区の污水管布設事業と、それから市内 12 カ所予定でございますが、污水ますの設置を予定しております。

続いて、10、污水施設建設事業（単独）でございます。こちら 80 万円でございますが、これは経常経費となっております。

続いて、2 目仙塩流域下水道建設費でございます。1,411 万 9,000 円ですが、こちらにつきましては仙塩流域下水道建設事業負担金で、本年度、23 年度、仙塩流域下水道の建設事業費総額 3 億 4,730 万円に対する本市の負担金でございます。

続いて、3 款 1 項 1 目公債費でございます。19 億 9,843 万 5,000 円を計上しております。昨年と比較して 545 万 7,000 円の減額となっております。

説明欄 1 の雨水事業元金償還事業で 6 億 5,541 万 3,000 円でございますが、こちらにつきましては前年と比較しますと 1,727 万 5,000 円の増額となっております。

2 の雨水事業利息支払事業で 3 億 3,335 万 9,000 円ですが、こちらにつきましては 1,147 万 2,000 円の減額になってございます。こちらにつきましては雨水事業分についての総額 3 億 3,182 万 9,000 円ですが、一時借入金利子について 153 万円も計上しております。

3 の污水事業の元金償還事業で 6 億 9,943 万 6,000 円ですが、こちらにつきましては 743 万 8,000 円の増額となっております。

続いて、4の汚水事業利息支払事業で3億1,022万7,000円ですが、こちらにつきましては1,869万8,000円の減額となっております。こちらについても一時借入金として153万円を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目予備費で480万9,000円を計上しております。

続いて、議会関係資料の4の23ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。

水洗便所改造資金利子補給と水洗便所改造資金損失補償、期間は利子補給が24年度から27年度、損失補償については23年度から27年度ということで、契約利率に相当する額、これの当該未償還額の1割に相当する額ということでこちらに記載してございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

資料8の93ページをお願いいたします。

1款1項1目下水道事業受益者分担金でございます。17万6,000円の計上でございます。

説明欄1の下水道事業受益者分担金で、本年度は2筆の2,658.07平方メートルを計上してございます。

2節の滞納繰り越しについては1,000円の科目設定となっております。

それから、1款2項1目下水道事業受益者負担金でございますが、163万9,000円の計上でございます。こちらにつきましては70筆の3万4,678.27平米を計上してございます。

2節の滞納繰越分につきましては科目設定でございます。

2款1項1目下水道使用料で8億961万5,000円でございます。

こちらの1節使用料、説明欄の1、下水道使用料で、多賀城市給水区分につきましては総有収水量を588万5,000立米と見込み、収入で7億4,474万2,000円、塩竈市給水区分につきましては、総有収水量を53万4,000立米と見込み、収入で6,153万7,000円を見込んでございます。合計8億627万9,000円を計上しております。

続いて、2節の滞納繰越分でございますが、22年度末に見込まれる未納額を見込み、333万6,000円を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

2款2項1目総務手数料で35万1,000円でございます。

1節総務手数料で35万円でございますが、こちらは排水設備計画確認手数料、排水設備検査手数料それぞれ350件を見込み、1件当たり500円でございますので17万5,000円ずつのトータル35万円を見込んでございます。

次に、2節の督促手数料につきましては科目設定でございます。

続いて、3款1項1目下水道事業国庫補助金でございます。

1節の社会資本整備総合交付金でございますが、こちらにつきましては浸水対策事業、地震対策事業、長寿命化対策事業に分かれてございます。

まず、1の公共下水道事業の浸水対策事業分でございますが、1億2,260万円の計上で、高橋雨水幹線整備、それから六貫田雨水枝線整備、中央雨水枝線整備、伝上山雨水枝線整備にそれぞれ金額を配分してございます。

2の地震対策事業分でございますが、こちらにつきましては3,580万円の計上で、こちらは中央雨水ポンプ場の地震対策事業と、八幡雨水ポンプ場の地震対策事業の2件を計上しております。

続いて、3の公共下水道事業の長寿命化対策事業分でございますが、こちらにつきましては589万5,000円の計上で、中央雨水ポンプ場の長寿命化対策事業1件を計上してございます。

これら浸水対策、地震対策、長寿命化対策に係る補助率でございますが、それぞれ事業費の2分の1となっております。

続いて、4款1項1目財産貸付収入でございます。244万3,000円を計上しております。こちらにつきましては土地の貸付収入で雨水施設や管路敷等の民間事業者への貸し付けによる使用料でございます。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目一般会計繰入金でございます。13億9,912万円ですが、前年度と比較しますと3,673万5,000円の減額でございます。

説明欄1の一般会計繰入金の雨水事業分の内訳といたしましては、雨水事業分で10億7,596万1,000円、前年度比較で2,277万4,000円がふえております。汚水事業分では3億2,315万9,000円、前年度比較で5,950万9,000円の減額となっております。

続いて、6款1項1目繰越金並びに7款1項1目延滞金と2目加算金につきましては、それぞれ科目設定でございます。

7款2項1目雑入でございます。こちらにつきましては155万8,000円でございます。

1節雑入の1、相互利用負担金（流入）でございますが、155万7,000円の計上でございます。こちらにつきましては流入量を4万7,190立米を見込んで積算しております。

次のページをお願いいたします。

説明欄2、水洗便所改造資金融資未償還金につきましては科目設定となっております。

8款1項1目下水道事業債でございます。こちらにつきましては8億2,580万円を計上しております。

1節公共下水道事業債のうち2億4,250万円ですが、説明欄の1、単独事業債につきましては7,230万円の計上で、汚水枝線整備事業（単独起債分）と仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金をこちらに計上しております。

説明欄2の交付金事業債でございますが、こちらは1億7,020万円を計上しております。こちらにつきましては高橋雨水幹線整備事業（浸水対策分）、続いて六貫田雨水枝線整備事業、中央雨水枝線整備事業、伝上山雨水枝線整備事業と中央雨水ポンプ場地震対策事業分を計上しております。

続いて、2節の流域下水道事業債でございますが、こちらにつきましては1,170万円の計上で、仙塩流域下水道建設事業負担金に係るものを計上しております。

3 節資本費平準化債につきましては 4 億 7,920 万円の計上でございます。

4 節下水道事業債特別措置分でございますが、こちらにつきましては 9,240 万円の計上となっております。

続いて、一番下の県事業委託金でございますが、こちらにつきましては廃目となっております。

続いて、予算資料の 4、24 ページをお願いいたします。

第 3 表地方債でございます。

公共下水道事業で限度額 2 億 4,250 万円、仙塩流域下水道事業で 1,170 万円、続いて、資本費平準化債で 4 億 7,920 万円、下水道事業債（特別措置分）で 9,240 万円、限度額合計で 8 億 2,580 万円の借り入れを見込むものであります。

なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

以上で歳出歳入の詳細についての説明を終わりにいたします。

続いて、資料 9 の 53 ページをお願いいたします。

53 ページから 56 ページまでに資料を掲載しておりますので、資料の説明をさせていただきます。

53 ページにつきましては下水道事業特別会計に係る平成 23 年度と 22 年度の比較対照資料を作成いたしました。歳入では 6,950 万円の増、歳出でも同額ということになってございます。

続いて、54 ページの資料でございますが、こちらにつきましては下水道事業費の総額に係る雨水事業及び汚水事業別の歳出配分と、並びに汚水事業費歳出配分とその歳入内訳について図式化したものでございます。

続いて、55 ページをお願いいたします。

こちらにつきましては下水道事業の元利償還金の雨水・汚水の内訳と、それに対する財源の内訳が 22 年度当初予算と比べどう変化したのかということを示した表となっております。

一番上の表の合計欄でございますが、23 年度当初予算の元利償還金が合計欄で 19 億 9,843 万 5,000 円、これを賄う財源といたしましては使用料で 3 億 6,584 万 9,000 円、平準化債が 4 億 7,920 万円、特別措置分で 9,240 万円、受益者負担金・分担金でございますが、181 万 5,000 円、結果として一般会計からの繰入金は、22 年度当初に比べて 407 万 5,000 円少ない 10 億 5,917 万 1,000 円というふうになってございます。

次の 56 ページをお願いいたします。

こちら A4 の横長になっておりますが、こちらにつきましては 21 年度から平成 23 年度末までの下水道事業債残高の詳細という資料となっておりますので、参照願えればと思います。

以上で説明を終わります。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

去る2月21日、補正予算特別委員会において下水道使用料と水道料金の増額幅について藤原委員から質問があり、後日説明させていただくことになっておりましたが、この場をおかりしまして御回答申し上げたいと思います。

下水道使用料は上水道事業から示される有収水量をもとに積算しております。当初予算計上に当たっては、過去5年間の上水道有収水量に対する下水道有収水量の割合、これはいわゆる水洗化率に近い考えでございますが、この割合を乗じて算出いたしました。その当初予算の割合は91.4%でございました。今回2月補正に当たって最終の補正になることから、より正確な決算見込額を算出するため、実態に即した22年度の割合94.5%に見直しいたしました。この結果、同じ比率で同額になる水道料金と下水道使用料の上げ幅に差異が生じることになりました。

以上で説明を終わります。

○藤原委員長

ただいまから2時15分まで休憩といたします。

午後2時05分 休憩

午後2時15分 開議

○藤原委員長

議事を再開いたします。

● 歳入歳出一括質疑

○藤原委員長

説明が終わりましたので、これより歳入歳出一括質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

○深谷委員

私から2点お伺いさせていただきます。

補正のときにも確認させてもらったんですが、再度確認させていただきたいと思います。

高橋の雨水幹線の整備、平成25年完成をめどに努力されていると思うんですが、多々いろいろなさまざまな協議があって、なかなか進捗がスムーズにいかないという部分も察しはいたしますが、やはり地域住民の方のお気持ちを察しますと、やはり計画どおりいくことが地域にとっての安全・安心かなと。そして、隣接するあの地区の工業団地化ということも含めまして、やはりあそこの整備というのはもう大切なことかなと思いますので、現在、あれからの進捗状況といってもないと思いますので、ちゃんと25年度までにでき上がるというその決意のほどをばしっと決めてほしいんですが、よろしく願います。

○江口下水道課長

今委員のおっしゃられるとおり、鋭意頑張ってまいりたいと、このように考えております。よろしく願います。

○深谷委員

よろしくお願ひいたします。

と同時に、あそこが 25 年度に完成しますと、高橋地区の特養わきの遊水池ですか、あそこ、そろそろはっきり遊水池なのか公園なのか、その辺も、一応都市計画上は公園というふうにはなっているとは思いますが、今は遊水池として下水道の管理でやられているということなんですが、どっちなのでしょう。

そして、遊水池は都市計画上、公園の用地としてとってあるものなんですよ。それをちょっとその辺もう具体的にどうなのかという部分、それから、あそこ 25 年、高橋の雨水幹線の整備が終わると、あその部分も必要ないということで本会議で御答弁いただいたということも補正のときにも申し上げましたが、その辺も再確認したいと思いますので、御答弁よろしくお願ひします。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

御質問の場所については、都市計画法上は近隣公園ということで位置づけされております。

質問にもありましたとおり、高橋雨水幹線、25 年度末までに完了するように今事業を進めているところですが、それが終わりましたら、公園として整備する予定になっております。

○深谷委員

それと同時に、もう一つ、さまざまな議員からお話あったんですが、あそこは水が流れないと。遊水池としての機能を有していないというような事実は確認しておりますでしょうか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

確かにそういうこともあったやに聞いてますけれども、23 年度になりましてから若干手を加えまして水が流れ出さないような構造に手直ししております。すみません、22 年度ですね。

○深谷委員

水が流れないからこそ地域の方々からもたまっていないのに遊水池ってどういうことだというような私もちっ込みを受けるわけですし、やはり 25 年ということを実にめどにやっていたらいいよう鋭意努力していただきたいんですが、あそこに関しては 25 年から整備をするに当たっても、今現段階で試掘というものは可能かなというふうに思いますので、あそこ発掘が必要ですよ。その部分で一本柳でやったような試掘調査のようなものをしていけば、25 年度からすぐにできるのかなというふうに思いますので、部分的にそういったことを進めていくことは可能でしょうか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

その件につきましては、まだ文化財課の方と調整してませんので、今後調整していきたいと思ひます。

○深谷委員

じゃその辺調整していただいて、25 年度からの整備がより一層早く進むように高橋雨水幹線の例えば JR との協議と同じように、文化財の方とも同じ庁内ですので、そういった協議はスムーズにいくと思ひますので、ぜひあそこの試掘を進めて 25 年からはもうすぐ整備で

きるような形で進めていただければなというふうに思いますので、教育長の御協力もどうぞよろしくお願いいたします。

○柳原委員

同じく、高橋地区の浸水対策に関連してなんですけれども、庚田排水路工事中なんですけど、これは今年度中に終わるのか、それとも23年度までかかるのか、ちょっとお聞きします。

○永澤市民経済部長

今年度中に終了する予定でございます。

○柳原委員

高橋雨水幹線の整備が設計だけであと1年かかるという説明だったんですが、そうすると、ことしの高橋地区の住民は庚田排水路が完成すれば、幾らか浸水に関しては安心していいかどうか、ちょっとお聞きします。

○江口下水道課長

庚田の排水路が完成した場合は、ある程度水のはけがとれますので、安心感は以前より増すかと思えます。

○柳原委員

一日も早く高橋地区の住民が安心できるように引き続きよろしくお願いいたします。

もう一点、先ほどの上水道と下水道の補正のときの見込みの差額、御説明ありましたが、これは下水道部の方の見込みが少なかった、それから下水道部の方に原因があって差が大きくなったというふうに理解していいのでしょうか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

下水道部の方は水道事業所から提供される有収水量をもとにして積算するわけですが、下水道分を積算する段階で有収水量の割合の比率は、当初はやっぱり当初予算組む段階で余り過大に積算した場合に事務に支障が来るからちょっと辛目に積算したと。今回の最終の補正については実態に即した割合を掛けたということでございます。ですから、原因は下水道側にございます。

○藤原委員長

そのほかございますか。

○竹谷委員

一般会計の繰出金が13億あるわけですが、これは今先ほど質問ありました高橋雨水幹線の工事状況によっては、この程度の金額は毎年一般会計から出していかなきゃいけないという状況にあるというふうに認識してよろしいのか。

○江口下水道課長

これまでの一般会計繰入金の金額、決算ベースで見ますと、やはりこのくらいの金額については繰り出しをお願いをしたい、うちの方では繰入金をお願いをしたいというふうに考えております。

○竹谷委員

わかりました。そうであると、25年度までこれだけの13億から14億の金は繰り出していかねばいけぬという、それで、この高橋雨水幹線だけに限ってでもこのぐらゐのものを出していかねばいけぬということですから、財政としてはそれを見込んだ財政計画をつくっていかねばいけぬということになってくると思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○菅野市長公室長

今のことにつきましてでございますけれども、高橋雨水幹線の建設事業費に関しましては、一般財源の持ち出しというのはほとんどございませぬ。建設当時はです。これはほとんど起債であるとか補助金等を充当いたしますので、建設事業費に関しての一般財源の繰り入れというのはございませぬが、翌年度以降、公債費の支払いが生じてまいりますので、その分がその後、後年度負担ということで一般会計の方からその分繰り入れをすることになります。今までも雨水事業・汚水事業関係が大体同規模程度の事業費がありましたので、それを今高橋雨水幹線の方に今傾斜配分しているような形になっておりますので、極端な一般会計の繰入金というのが後年度生じるというような見通しは持っておりませぬ。

○竹谷委員

何を聞いているの。13億から14億は毎年つぎ込んでいかねばいけぬ状況にあるんじゃないかって聞いているのに、必要なんでしょうと。だから、それを財政計画に入れていかねばいけぬことになるんじゃないですかと聞いているのに、何の答弁してるの。端的に聞いているんだよ。下水道の課長は必要だと言っているわけだ、それだけ。片方は必要だと言うのに、片方はいや違うんだということでないでしょう。もうちょっと端的に人の話聞いてくださいよ。と思うんだけど、いかがですか。

○菅野市長公室長

大変失礼いたしました。

大体毎年この程度の一般会計の繰入金になるだろうということで、極端にふえたりはしないというような内容で、その詳細の方まで話をさせていただいたということでございます。

○竹谷委員

言っただけさっぱりかみ合わない。だから、それを財政計画を毎年立てていかねばいけぬことじゃないですかと聞いているの、あんた、そのとおりですと言えばそれで事が済むことでしょう。違うの。何だ理屈であなた答弁することないんじゃないの。

それから、さきの遊水池の問題、これ長年ずっと懸案でこうなってきたんですけど、部長、これ確認してください。あそこの発掘は江戸時代のものだというぐあいに私かつて聞いたことあるんですよ。古代の多賀城の政庁跡の関連じゃなく、江戸時代のものが出てきたと。そのために全面発掘、使うのであれば発掘しなばいけぬということに私は記憶しているんですけど、いかがですか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

その件につきましては、ちょっと私は情報持っておりませぬ。

○竹谷委員

担当部でね、なぜしなきゃいけない。調べてきちっとしておいてもらわなきゃ。なぜこれ聞いたかと。江戸時代のものであれば、いいですか、一本柳では、江戸時代のものだからこれは包蔵に入らないと。これが同じ江戸時代であれば包蔵地区でないということになるじゃない。それは全面発掘しなくたって、あそこをある程度掘って遊水池機能をやって、今言った公園機能も持たすことはできるわけだ。私はそう思うんですよ。だから、今ここでどうだと言ってもしょうがないですから、ちょっとその辺を調べて、いいとすれば、江戸時代のものだっとなれば一本柳と同じ扱いで包蔵地区から外してもいいんじゃないかという結論になるんですけれども、そういう意味で、部長、文化財と調整してみてください。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

文化財の方と調整いたします。

○竹谷委員

それから、さっきの高橋雨水幹線の具体に聞きます。今回の工事は45号線から仙石線の踏切のところまで、旧遠藤材木の周辺だというぐあいに理解しておいてよろしいんですか。

○江口下水道課長

仙石線から国道までの間、今委員言われた場所で工事を進める予定であります。

○竹谷委員

すると、ここまでやれば、あとはことしじゅうにJRとの仙石線横断について協議をしながら進めていくと。それがだめなら育英側からこの工事は進めてくるというような計画で進めていくというぐあいに理解しておいてよろしいですか。

○江口下水道課長

今回の場所については、ちょっと特殊工法を使いまして、国道側からJRまで工事をします。そのあと、JRの今言われた横断部分、あと、それとあわせてJRから育英までの間については2カ年で分割して工事を進めるように計画しております。ですから、JRの工事をやる。とあわせてJRから高橋のJR側の部分について、つなぎの部分ですので早目にちょっと工事を進めて、最後の育英までの区間を整備をして終了という形に今計画しております。

○竹谷委員

JRの踏切横断が協議で時間かかった場合には、その分をそっちに先行してやるような仕組みを考えなきゃいけないんじゃないかと思うから今お聞きしたんですよ。そういうことも念頭に考えていかなければいけないところじゃないかと思っているんですよ。踏切横断は大変ないろいろな問題が出てきますから。ですから、もし踏切横断の協議がJRとなかなか調わなかったらその金で先にそこを除いて先に工事を進めていくという手法もとっていかなければ25年度までに開通はしないんじゃないかというふうに判断するので、そういう見方をしておいてよろしいんですかと聞いているんです。わかります。

○江口下水道課長

ただいまの件につきましては、今後の見通しもあわせて検討させていただきたいと思えます。ただ、先ほど深谷委員からも御質問あったように、25年というのについては、なるべく守っていきたくて、このように考えています。

○板橋委員

104 ページの下の方の 5 節、八幡雨水幹線の板柵、これ毎年修繕しているようですが、あそこを改修するという計画はあるんですか、ないんですか。今どこまでその話が進んでいるのか進んでないのか、お聞きします。

○江口下水道課長

八幡の雨水幹線につきましては、今年度臨海鉄道側で暫定の整備をやっております。ただ、その後、八幡雨水幹線につきましては、高橋の雨水幹線の整備が終了した後、整備をするように計画をしております。そのために整備計画について地元と懇談会を持って、その中でどのような整備が考えられるのか、その懇談会の結果をまとめた上で整備をするように準備をしております。以上でございます。

○板橋委員

そうすると、地元の人との懇談会ということは既に話し合いの場に入っているということですか。

○江口下水道課長

いや、まだ入っておりません。一応こちら側の計画もある程度つくってからで、たたき台がなければちょっと話も難しいので、こちら側のたたき台をつくって地元の方にお示しをしながら話を進めていきたいと、このように考えております。

○板橋委員

担当課でたたき台をつくるということは、ただでできるわけでないでしょう、費用がかかるでしょう。そうしたら、結局そこに隣接している方々を交えて話し合いをしながら先に進めるというような考え方はでき得ないんですか。

○江口下水道課長

実はこの件につきましては平成 20 年ごろですかね、八幡雨水幹線の整備に関することに関して議会の方からの質問に対して、以前の部長の方からこれは回答をしております。その際に、ある程度の計画の案をお示しをしながら地元と懇談を進めて整備計画を立てるというお話をしまして、ある程度の整備案について、その当時簡単な絵はかいてありますが、それよりももうちょっと踏み込んだやつをつくりながら地元にお示しをして整備をしていきたいと、このように考えています。以上でございます。

○板橋委員

そうすると、前段で高橋の雨水幹線のことに関して御答弁あったように、まだまだ JR とかの話、協議の最中、そうすると、高橋の雨水幹線が正直 25 年度で終わるということは今断言できないでしょう。25 年度中に工事が終わるということを断言できないでしょう。もう既に高橋の雨水幹線ができ上がったらすぐ八幡の雨水幹線の方の工事に入れるというふうなシミュレーションをここ一、二年に考えていくということで理解していいんですか、違いますか。

○江口下水道課長

はい、そのように考えております。

○板橋委員

その割には平成 20 年度、前部長のときにいろいろ御答弁されたということに対しての取り組みがもう既に 2 年も過ぎていて、ちょっと遅いような気がするんだけど、その辺の時の流れはどのように御理解したらよろしいのでしょうかね。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

多分、前部長が八幡雨水幹線についてそのような答弁をした時点と高橋雨水幹線が緊急性を増してきた時点では多少のタイムラグがあったのかなというふうに思います。それで、今、下水道の方は全職員と言ってもいいほど高橋雨水幹線にかかり切りになっているわけでございます。ちょっと八幡の方までは手が回らないんですが、高橋の方が工事の方が進むような状況に 23 年度にはなりますので、23 年、24 年とかけまして付近の住民の方の参画も得ながら、八幡雨水幹線の整備計画をつくっていきいたいというふうに考えております。以上です。

○板橋委員

部長、それはいかんよ、その答弁は。高橋と八幡の雨水幹線だけしかないというんじゃないの。そのほかの用悪水路はどうするの。何ぼでもあるでしょう。だから、集中的に高橋の雨水幹線に今全力投球をしてるということに対しては言わない方がいいんじゃないかな。きのうもこれと違うような形で御答弁あったとき私も多少否定したけれども、多賀城全体のことを見ながら課としては毎年工事ないし整備、企画していかなきゃいけないんじゃないですか。その段おかしんじゃないですか。その割には結局、多少飛躍するけれども、その上、農業用排水路、そこに家庭雨水も入ってきてますよね、多少なりとも。そういうところをここを整備してくれ、どこを整備してくれと結構あるんじゃないですか。それは全体的な形を見ながら整備していくのが筋じゃないかと思うんですが、その辺、部長、もう一度御答弁、的確な御答弁お願いしたいんですけれども。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

先ほどの私の答弁について、ちょっと不適切なところがあったので、訂正したいと思えますけれども、確かに高橋幹線に集中してやっておりますけれども、決してそのほかの地域全くやってないというわけではございませんで、必要なところについてはそれなりの事業を展開しているところでございます。

○藤原委員長

よろしいですか。

そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 20 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○藤原委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 21 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計予算

○藤原委員長

次に、議案第 21 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計予算を議題といたします。

● 収入支出一括説明

○藤原委員長

収入支出一括説明を求めます。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

それでは、水道事業会計について御説明を申し上げますので、資料 9 と 4 番と 8 番を御用意いただきたいと思ひます。

まず、資料 9 の 60 ページの予算関係資料をお開き願ひたいと思ひます。

初めに、業務比較表から御説明申し上げます。

平成 23 年度の予算編成に当たり、1 年間の業務の基礎となる予定量をあらわしたものでございます。

給水区域内人口 5 万 6,953 人、給水人口は 5 万 6,949 人で、平成 22 年度当初予算と比較しまして 102 名の増であります。給水戸数 2 万 2,388 戸で 110 戸の増、普及率は 99.99% を見込んでございます。年間総配水量は 609 万 7,964 立方メートルで 5 万 4,659 立方メートルの増、1 日平均配水量は 1 万 6,661 立方メートルで 104 立方メートルの増であります。

次に、1 日最大配水量 1 万 9,463 立方メートルで 121 立方メートルの増、年間総有収水量 569 万 4,279 立方メートルで 7,579 立方メートルの増、有収水量率 93.38% で 0.72% の減少と見込んでございます。

次に、職員数でございますが、昨年同様 27 人でございます。

供給単価は 293 円 56 銭で 99 銭の減でございます。給水原価は 282 円 49 銭で 3 円 58 銭の減でございますが、これは支払利息及び委託料等の費用の減によるものでございます。

次に、仙南仙塩広域水道受水費で 127 円 45 銭で前年度より 47 銭の減となっております。仙台分水受水費は 130 円 39 銭で前年度より 24 銭の減となっております。

次に、下の表でございますが、費用構成及び給水原価調べについて御説明申し上げます。税抜きの表記になってございます。

人件費 2 億 2,328 万 7,000 円で前年度より 657 万 7,000 円の減となっております。業務の人事異動による関係でございます。

受水費 6 億 2,293 万 5,000 円は、仙南仙塩広域水道及び仙台分水に係る受水費でございます。平成 23 年度はうるう年のため 1 日多くなりますので、前年度当初予算と比較し約 200 万円の増額となっております。

次に、負担金 1 億 5,657 万 2,000 円は、仙台分水に係る設備負担金であり、前年度と同額であります。

次の修繕費 1,811 万 8,000 円は、前年度より約 160 万円の減額となっておりますが、これは施設等修理費の減額によるものでございます。

減価償却費 2 億 6,215 万 1,000 円は、523 万 7,000 円の増額となっております。配水管等償却費の増によるものでございます。

支払利息 1 億 594 万 8,000 円で 1,051 万 9,000 円の減であります。19 年度から 21 年度までの公的資金補償金免除繰上償還借換債を活用し民間資金による借り入れを行い、利子負担の軽減を図っていることなどによるものでございます。

その他物件費 2 億 1,958 万 3,000 円で 1,671 万 7,000 円の減であります。委託料等の減によるものでございます。

以上、費用合計で 16 億 859 万 4,000 円となり、前年度対比 1,817 万 7,000 円の減額となっております。

次の 61 ページは、平成 22 年度当初予算との損益計算書比較表となっております。太枠で囲まれた部分が新年度でございます。

左側の借方の営業費用中、中ごろに記載のあります業務費での人件費の減や、その下の総掛費での委託料の減、また、営業外費用では支払利息の繰上償還活用による減に伴い、下から 3 段目に記載のある特別損失を含めた小計欄が総費用となりまして、16 億 900 万 8,000 円は、前年度より約 1,800 万円の減額となっております。

一方、右側の貸方では、営業収益中、給水収益の減額等がありますが、後ほど説明させていただきます土地売却に伴う特別利益の増加に伴い、当年度純利益 1 億 5,914 万 3,000 円、前年度当初と比較して 3,687 万 8,000 円の増となっております。

次の 62 ページにつきましては、平成 22 年度最終予算との比較表となっております。

63 ページ、平成 22 年度予定資金計画表、64 ページ以降は貸借対照表の内訳が記載されておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

次に、資料 4 の 25 ページをお開き願いたいと思います。

平成 23 年度多賀城市水道事業会計予算でございます。

予算額につきましては消費税等を含めた表記となっております。

第 1 条は、総則です。

第2条は、業務の予定量で(1)から(3)までは、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。(4)の主要な建設改良事業は、配水管整備事業で2億4,320万円を予定しております。配水管改良事業は1億915万2,000円でございます。

次の第3条は、収益的収入及び支出でございます。

収入は、第1款水道事業収益で18億5,504万8,000円、これに対する支出は、第1款水道事業費用で16億7,931万8,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

中ほどの収入支出から御説明申し上げます。

第1款資本的収入で1億4,919万1,000円を計上しております。一方、支出は、第1款資本的支出で6億7,963万9,000円でございます。その結果、その上段に記載しております第4条の本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億3,247万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,625万1,000円、当年度分損益勘定留保資金2億6,857万円、減債積立金1億円、建設改良積立金1億4,765万5,000円で補てんするものでございます。

なお、当年度発生する水資源開発負担金、これは税抜きですけれども、1,932万円につきましては別途積み立て処分とするものでございます。

次の第5条は、債務負担行為でございます。

自動車借上げにおける期間及び限度額は、表に記載のとおりであります。

次のページをお願いします。

第6条企業債でございます。

配水管整備事業債であります。第2条で御説明申し上げました主要な建設改良事業を行うための起債で、配水管整備事業2億4,320万円のうち1億2,160万円を借り入れるものであります。

なお、起債充当率につきましては、健全化計画承認額である事業費の約50%で算定しております。

次の第7条は、一時借入金で借入れ限度額を5,000万円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の確保の経費の全額を流用することができる場合の項目を定めたもので、営業費用、営業外費用、特別損失の各項目間で流用ができるということでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めたもので、職員給与費2億3,246万9,000円、交際費10万円でございます。

第10条は、たな卸資産購入限度額を定めたもので、その限度額を706万円と定めるものでございます。

次に、資料8の136ページをお願いいたします。

平成23年度多賀城市水道事業会計予算実施計画説明書でございますが、消費税等を含めた表記となっております。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、管理課長より説明を申し上げます。

○小幡管理課長

それでは、主なものについて御説明させていただきます。

1 款水道事業収益 18 億 5,504 万 8,000 円、1 項営業収益 17 億 2,770 万 5,000 円、1 目給水収益 17 億 5,519 万 3,000 円でございます。これは水道料金収入で年間総有収水量 569 万 4,279 立方メートルに供給単価 293 円 56 銭と消費税を乗じたものでございます。

2 目加入金でございます。1,983 万 6,000 円でございます。新設、増設等の加入金 168 件を見込んでございます。

3 目受託工事収益 5 万 3,000 円、これは修繕工事収益、給水工事等 10 件分を見込んでおります。

4 目その他営業収益は 5,262 万 3,000 円を計上しております。手数料は給水工事申し込み等で 555 件、212 万 6,000 円、下水道負担金は下水道料金の徴収に伴う負担金 23 万 4,753 件と下水道排水設備等徴収に伴う負担金 700 件、合わせて 4,859 万 6,000 円を見込んでございます。雑収益の 190 万円は督促手数料でございます。

次に、2 項営業外収益 171 万 1,000 円でございます。

1 目受取利息及び配当金でございますが、資金運用に伴います利息 50 万円を見込んでございます。

2 目土地物件収益は、水道庁舎前駐車場の一部を駐車場として 6 台分の貸し付けを行う収益と、水道用地の電話柱使用料等でございます。

3 目雑収益 26 万 7,000 円、これは不用品売却収益 21 万円、その他雑収益 5 万 7,000 円でございます。雑収益は電気料等使用者実費徴収金でございます。

4 目他会計負担金 67 万 9,000 円でございますが、下水道会計で負担する事務経費等負担金でございます。

次に、3 項特別利益 2,563 万 2,000 円でございますが、1 目固定資産売却収益が主なものでございまして、新田浄水場の隣接地売却予定に伴う収益でございます。

支出については、工務課長から願います。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

137 ページ、次に、支出について御説明申し上げます。

1 款水道事業費用 16 億 7,931 万 8,000 円、1 項営業費用 15 億 5,258 万 6,000 円、1 目原水及び浄水費で 9 億 6,169 万 2,000 円の予定額でございます。

給料から法定福利費につきましては、職員 3 名分の人件費となります。

委託料 1 億 1,550 万円は、施設維持管理といたしまして末の松山浄水場ほか運転管理等包括業務委託に係る費用でございます。

修繕費 169 万 1,000 円は、施設修理として新田観測井上屋補修工事に 50 万 5,000 円、その他浄水設備修理として 115 万 5,000 円の費用からなっております。

次の138ページ、負担金1億6,440万3,000円は、仙台分水に係る釜房ダム設備負担金でございます。

受水費6億5,408万2,000円は、仙台分水及び仙南仙塩広域水道の基本料金及び従量料金からなっております。

2目配水費で1億1,171万7,000円の予定額となっております。給料から法定福利費までは職員8名分の人件費となっております。

次の139ページ、委託料で1,804万3,000円は、老朽管更新計画策定業務に631万円。これは管路の布設料が比較的に増大した第3次拡張事業以降に整備された管路が法定耐用年数である40年を経過してくることから計画的な老朽管更新計画を策定するものでございます。市川天の山配水系の漏水調査委託として549万9,000円、調査戸数9,620戸、管路延長101キロメートルを予定してございます。その他休日等修繕業務委託、施設現況調査、末端給水における残留塩素の測定業務の費用からなっております。

賃借料179万1,000円は、公用車工事積算システム等の借り上げとなっております。

修繕費1,654万6,000円は、配水管等修繕として公道内における給排水管からの漏水修理費用744万2,000円、施設修理として森郷第2配水池側壁コンクリート補修工事488万3,000円、笠神新橋添架台塗装工事に415万8,000円でございます。路面復旧費268万4,000円は、同じく公道内修繕に係る舗装復旧費となります。

3目給水費で2,471万1,000円の予定額でございます。

委託料1,670万5,000円は、検定有効期限が満了となります量水器3,275個の交換業務に895万2,000円、それに夜間受付業務委託、マッピングシステムデータ補修正委託を計上してございます。

140ページをお願いします。

材料費554万2,000円は、満了となります量水器及び不進行、凍結による量水器2,826個の修理代となっております。

4目受託工事費で1万1,000円の予定額で、工事費1,000円は科目設定でございます。

○小幡管理課長

次の5目業務費9,299万7,000円は、水道料金調定、徴収及び検針その他の業務に要する経費でございます。

給料から法定福利費までは職員7名分の給与でございます。

次の報酬でございますが、貯水槽施設に係る衛生面の管理指導をより強化する必要があるため、非常勤職員1名を任用し対応するものでございます。

141ページをお願いします。

通信運搬費410万1,000円は、納入通知書、督促状等8万820件の郵送料を見込んでございます。

委託料704万3,000円は、転出転入に伴う開閉栓業務委託と検針システム機器保守点検に係る委託料でございます。

次の手数料 1 万 8,000 円は、主なものは量水器検針事務手数料で 30 万 3,000 件、また水道料金の口座振替手数料とコンビ二収納取扱手数料で 23 万 5,200 件を見込んでございます。

賃借料 272 万円の主なものは、検針用ハンディターミナル 19 台分の借り上げ、料金システム機器借上料等でございます。

6 目総係費 9,288 万 7,000 円は、水道事業活動の全般に要する経費でございます。

給料から法定福利費までは管理者と職員 7 名分の給与でございます。

142 ページお願いいたします。

中ほど、委託料 336 万 7,000 円は、庁舎維持管理に係る委託でございます。

143 ページお願いいたします。

賃借料 317 万 7,000 円は、財務会計システム機器の借上料が主なものでございます。

修繕費は、庁舎の冷暖房設備修繕が主なものでございます。

公債費は、前年と同額でございます。

負担金 728 万 3,000 円は、総務管理経費等負担金でございます。

7 目減価償却費 2 億 6,215 万 1,000 円は、平成 23 年度分の有形固定資産減価償却費でございます。

8 目資産減耗費 641 万 9,000 円のうち、固定資産除却費 641 万 8,000 円は、機械及び装置等の除却費でございます。

9 目その他営業費用は、科目設定でございます。

次に、2 項営業外費用 1 億 2,632 万 9,000 円でございますが、1 目支払利息 1 億 594 万 8,000 円で、企業債償還利息 1 億 574 万 6,000 円と、一時借入予定額 5,000 万円の借入利息 20 万 2,000 円でございます。

2 目消費税及び地方消費税は、消費税 2,038 万円は、消費税等納付予定額でございます。

3 目雑支出は、科目設定でございます。

3 項特別損失 20 万 3,000 円でございますが、1 目固定資産売却損は科目設定、2 目過年度損益修正損 20 万円は、水道料金の過年度還付でございます。

144 ページをお願いいたします。

3 目その他特別損失は、科目設定でございます。

4 目予備費で 20 万円を計上してございます。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

次のページ、資本的収入及び支出について御説明いたします。

初めに、収入で、1 款資本的収入で 1 億 4,919 万 1,000 円の予定額でございます。

1 項 1 目配水管整備事業債 1 億 2,160 万円は、先ほど御説明いたしました配水管整備事業費 2 億 4,320 万円の 50%を企業債として借り入れるものでございます。

2 項 1 目他会計負担金 556 万 2,000 円は、消火栓改良工事 9 基に係る一般会計からの負担金でございます。

3 項 1 目水資源開発負担金 202 万 8,000 円は、集合住宅などによる収入を見込んでございます。

4 項 1 目有形固定資産売却代金 2,000 万 1,000 円でございますが、うち 2,000 万円につきましては、先ほど土地売却収益で御説明申し上げましたが、土地の価格分でございます。

次のページをお願いいたします。146 ページ。

支出について御説明申し上げます。

1 款資本的支出 6 億 7,963 万 9,000 円、1 項建設改良費 3 億 5,303 万 3,000 円、1 目配水管整備事業債 2 億 4,320 万円の予定額でございます。

給料から法定福利費までは、職員 1 名分の人件費でございます。

旅費から保険料までは省略させていただきます。

工事費で 2 億 3,243 万 5,000 円の予定額となっております。工事内容につきましては、後ほど議案関係資料等で改良事業とあわせて御説明申し上げます。

2 目配水管改良事業費 1 億 915 万 2,000 円の予定額でございます。

委託料 735 万円と工事費 1 億 180 万 2,000 円につきましても、後ほど説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

3 目量水器購入費で 68 万 1,000 円は、量水器 13 ミリから 50 ミリまで 168 個の購入代でございます。

次に、2 項 1 目企業債償還金 3 億 2,640 万 6,000 円は、元金償還金であります。

3 項 1 目予備費として 20 万円を計上してございます。

ここで議案関係資料 9 の 69 ページ、70 ページをお願いしたいと思います。

まず 69 ページですけれども、平成 23 年度建設改良事業について御説明申し上げます。

初めに、配水管整備事業の概要でございますが、第 5 次拡張事業に基づき、安定給水の確保を目標にごらんの調書にございます市内 14 カ所、管路延長約 4.1 キロメートルの老朽配水管の布設がえを行うとともに、あわせて管路の耐震化を図るものでございます。

次に、配水管改良事業の概要でございますが、設計委託等として末の松山浄水場機械電気工事設計委託並びに末の松山浄水場中央監視設備等更新工事施工管理業務委託を行うものでございます。

管布設の配水管改良は、ふくそうして埋設されております個人給水管の統合、あるいは使用戸数に対して口径不足等により水圧低下をしている給水管を配水管として布設がえするものでございます。

施設整備工事として、八幡三丁目地内国道を横断している天の山系送配水管の電気防食工事 1 件、末の松山浄水場中央監視設備等更新工事を予定してございます。

最後の消火栓改良工事 9 基につきましては、配水管整備事業とあわせて施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○藤原委員長

ここで地震情報について当局より報告がございました。

○澁谷総務部長

先ほど連絡が入りまして、津波注意報が発令されていた部分が 2 時 50 分に解除になったということでございます。

なお、貞山運河及び仙台港の潮位だったんですけれども、何かいろいろ測定したところ、大体貞山運河で 15 センチぐらいの変動があったということ、あと仙台港で 30 センチぐらいの変動があったというような報告が入りました。以上でございます。

○藤原委員長

3 時 20 分まで休憩といたします。

午後 3 時 08 分 休憩

午後 3 時 20 分 開議

○藤原委員長

議事を再開いたします。

● 収入支出一括質疑

○藤原委員長

説明が終わりましたので、これより収入支出一括質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

○柳原委員

まず、資料 9 の 69 ページの配水管整備事業の概要と配水管改良事業概要なんですけど、ここに載っている以外でことし新たに設備投資計画とかというのが今考えているところであるのかないのか、ちょっと教えてください。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

この路線につきましてはいろいろ関係課との協議を行ってございまして、今現在、これ以外の路線ということは考えてございません。

○柳原委員

これ以外には今のところないということで、わかりました。

次、同じ資料の 62 ページの予定損益計算比較表ですけれども、この中で 22 年度は他会計補助金ということで高料金対策が 9,295 万 3,000 円来ているんですが、ことしの方には計上されていないのですが、これはことし急にゼロになるということは考えにくいのではないかなと思うんですが、ことしは見込みはどうなんでしょうか。

○小幡管理課長

23 年度の他会計補助金ということなんですけれども、この補助金につきましては国の基準が毎年変更になります。それで、毎年 5 月ごろ国の方から基準額が示されますが、もし今年度の国の基準額であります資本費が 1 トン当たり 167 円、あと給水原価が 263 円がことしの基準額でございました。この基準額と平成 21 年度の多賀城市水道事業会計の資本費と給水原価を比較するわけなんでございますが、この場合、多賀城市の 21 年度の資本費が 170 円 24 銭、給水原価が 298 円 52 銭となっております。このままの基準額でいきますと大体 1,800 万円ほどの補助金の該当の数字になりますけれども、これはまだ確定してございませんので、今後該当するかどうかというのはまだ未定でございます。

○柳原委員

まだ未定だということですが、仮に昨年並みの補助金が来るとすれば、当年度純利益は、22 年度よりも大きくなる可能性もあるということでしょうか。

○小幡管理課長

多分去年のための 9,200 万円ほどの補助金は、該当になっても、来ないとは思いますが、もし去年と同じ金額であれば、委員のおっしゃるとおりでございます。

○柳原委員

もう一点なんですけれども、新田浄水場の跡地売却収益が 2,000 万円と計上されていたと思うんですが、ちょっと今ページが出てこないんですけれども。この売却先とか売却の目的とかも、わかりましたら教えてください。

○小幡管理課長

売却先とかの決定はしてございません。ただ、平成 19 年からの補償金免除繰上償還の制度を活用するに当たりまして健全化計画を提出しておりますが、その中で遊休資産の早期売却等を盛り込んだ経緯がございます。来年度、23 年度が計画の最終年度でございますので、新田の土地の売却を 23 年度に予算計上させていただいたものでございます。

○柳原委員

新田浄水場の跡地は、大変新田でも駅に近く大変利用価値のある場所なので、できれば市の方で買っていただいて公共施設の用地として活用していただきたいと思っております。これは要望にしておきます。

○藤原委員長

答弁要らないんですね。

○柳原委員

答弁お願いします。

○菅野市長公室長

新田浄水場の跡地でございますけれども、これにつきましては市の方で西部地区の今後のあるべき公共施設の検討を以前しておりました。これにつきましてはまだ具体的にどういふふうな土地利用が適当であるかということが固まっております。今回、水道部の方でこのような形で予算計上しておりますので、仮に市の方が公共用地、将来的な部分で必要だといふふうな判断をした段階において、まだ行政目的がはっきりしていませんので、購入するとするならば土地開発基金の活用が考えられるのかなと思っております。

○佐藤委員

141 ページにかかわってくるのでしょうか、手数料のところでは量水器の検針手数料、検針員の方たちの身分の問題で去年質問をさせていただいた経過がありまして、その後善処されたようです。御本人も大変喜ばれておりまして、その点では感謝をしたいと思いますけれども、この方だけの問題でなくて、全体としてこういう方たちとの契約関係とか、いつまでやっていただくとかということを中心にきちんとはっきりさせておかないと、さまざまな面で支障が出てくるのではないかとということが考えられるんですけれども、そういう整理はされたのでしょうか。

○小幡管理課長

検針員につきましては、毎年度検針の委託契約を以前から締結しております。内容的には1年間、4月から翌年度の3月までということで契約はいたしております。ただ、以前にお話ありました年齢的なものとか、そういうのは明記されてございませんので、今後検討していきたいと思っております。

○佐藤委員

その際には、ぜひ今現在働いている人たちとのコミュニケーションも深めながら、お互い納得いく形で決めていただきたいと思いますといふふうに思いますので、よろしく願います。

それから、その手数料という言葉が検針員の人たちのいわばお給料ですよ、何かもうちょっと適切な言葉ないのかなと思ったんだけど、やっぱりここにしか入らないんですか。

○小幡管理課長

人件費とか報酬とかいろいろございますけれども、検針の委託につきましてはこの手数料から支出するのが一番望ましいのではないかと考えております。

○竹谷委員

まずは確認しておきます。9の61ページ、23年度は1億5,900万円の利益が予算編成段階で出るということで見通したということで確認してよろしいですか。

○小幡管理課長

おっしゃるとおりでございます。

○竹谷委員

貸借対照表、133ページの、資料8の22年度の当期末処分利益剰余金が3億3,200万円というふうに記憶しておいてよろしいですか。

○小幡管理課長

22年度末の当年度未処分利益剰余金は、委員のおっしゃるとおり3億3,201万4,000円を見込んでございます。

○竹谷委員

それで、23年度の今後になりますと、この1億5,900万円をもちに足したものになってくるというぐあいに見て、そして4条予算での取り崩しをこの中からやっていくんだという見方をしておいていいんですか。

○小幡管理課長

23年度の当期純利益2億4,388万9,000円予定してございますが、この中から23年度中に減債積立金及び建設改良積立金に積み立てる予定でございます。それで、今まだその予定処分がございませんので、23年度の予定貸借対照表を見ますと、22年度末からの3億3,201万4,000円に23年度の1億5,914万円足した4億9,115万円が計上されておりますけれども、実際には、先ほどお話ししましたけれども、この中から減債積立金、建設改良積立金の方へ積み立てるものが出てきます。

○竹谷委員

いや、財産としてあるということを確認したんです。

それから、教えてください、これ。私、何ぼ考えてもわからなくて。今、藤原委員長が委員会で内部を知っている私よりも勉強されているので聞いたんですね、解明できません。8の136ページ、固定資産売却利益2,500、端数はいいや、2,500万円、新田浄水場のところという、この間土壌改良した空き地だと思います。と、4条予算の145ページ、2,000万円、これの関係はどうなんですか。

○小幡管理課長

新田の旧資材置き場の件につきましてでございますが、まず、4条予算の145ページの4項1目固定資産売却代金のうち2,000万円でございますが、これは当時用地を購入したときの購入価格分でございます。それに対しまして136ページの3条予算の固定資産売却益2,563万円につきましては、今、予定としては4,563万円で売却する予定でございますので、2,000万円とこの4,560万円の差額2,563万円が3条予算の固定資産売却収益2,563万円に計上されるものでございます。

○竹谷委員

確かに134ページの23年度の貸借対照表の土地と2年度の土地を差引くと2,000万円なんですよ。なぜこれ全部4条予算に入っていないんですか。そういう仕組みになぜならないんですか。ちょっとその仕組みだけ教えてください。

○小幡管理課長

土地の売却だけじゃなくて、固定資産を売却するときは、購入価格に相当する部分については4条予算の方に計上します。それで、その購入価格よりも上回った場合の差額分には売却益の方、あと購入価格を下回った場合には売却損の方に、3条予算の方に計上させていただく経理方法となっておりますので、御理解お願いしたいと思います。

○竹谷委員

まあいいや。

買ったこの有形固定資産の土地代金、これは買った原価だと、原価を表示していると。原価より少なく売れた場合にはここでマイナスの計上をすると、3条予算に。4条予算はそのままのせると。そして減らすというやり方をとると。もう一度聞きます。あそこの土壤改良したときに4条予算でやりました、3条予算でやりました、ちょっと記憶にないので。

○小幡管理課長

土壤改良した際には3条予算の方で執行させていただきました。

○竹谷委員

じゃ、あのとき何ぼかかったって言ったか、幾らかかっていますか。

○小幡管理課長

正確な数字はあれなんですけれども、大体6,400万円ほどかかっています。

○竹谷委員

そうすると、あの土地はマイナスの土地だったと。そういうことですね。そういうの説明しなきゃ。もうけたような話ばかりしているけれども、実際には赤字しているんじゃない。そう思うんだけど、どうですか。

○小幡管理課長

委員のおっしゃるように、21年度で行いました土地の土壤改良等も含めると、結果的には費用の方がかかったということになってございます。

○竹谷委員

じゃ具体的に、平米単価何ぼで評価したんですか。

○小幡管理課長

平米単価3万150円で計上いたしております。

○竹谷委員

路線価との関係は調べました。

○小幡管理課長

大変失礼しました。実はこの土地につきましては、平成20年の1月に鑑定を行ってございます。そのときの鑑定が3万3,500円で行ってございました、平米当たり。今回予算を計上するに当たりましてその90%、3万150円で計上させていただいております。

○竹谷委員

これ計上するときは、やっぱり鑑定をとって現状価格を提示しておかないとまずいんじゃないかと思うんですよ。土地は下落しているんですよ、多賀城の全体的に。ましてや新田のあの周辺、相当下落していると思います。その判断で、先ほど柳原委員がおっしゃったように、そんな安く民間にやるのであれば、公共用地として使うことはできないかということを経営の面からも追っていかないとはいけません。5年先にあれだけの土地をもし買うとすれば、今底ですよ、必ず上がります。上がった場合に市が持ち出す金が多くなるということですよ。一応約束のことだから、これは計上しなきゃいけないということは

あるけれども、そこはやっぱり一般会計ときちっと相談して私はやるべきだと。坪でいくと9万円だよ、10万円切る土地だ。私はそう思います。ですので、管理者、ちょっとその辺も含めて一般会計市部局とも、いろいろ保育所だ何だかんだ、あそこ新田の集会所どうのこうのと話題にもなっているところだから、大局的に物を考えて、この安い土地をただ手放すんじゃないで、一般会計に買ってもらって、あんたところ県に出してるからやらざるを得ないという立場があると思うけれども、それをやっぱりうまく多賀城市全体で活用することを考えなきゃ私はおかしいと思う。何ぼ企業は多賀城の水道事業所は違うといっても。と思いますが、いかがですか、管理者。

○板橋水道事業管理者

今委員おっしゃるとおりだと思います。あそこにある土地は1,500平米が水道、あと914だったですか、一般会計の方で市長部局の方で持ってますので、これで合わせて2,400平米ぐらいになるんです。そこでやっぱり合わせて使うことによって、今まで議員から一般質問でいろいろあそこの活用方法等について出されてましたので、その辺は市長部局の方も十分認識してくれていると思います。今回は水道の方ではここに計上させていただきましたけれども、購入していただくのはもう市長部局だというように私は思っています。そして、今言ったように、価格の問題につきましても、これちょっと2年ぐらい前の鑑定だったものですから、約90%ぐらいのやつで予算を計上させていただきましたけれども、実際売買するとなれば、何ぼ市長部局といえどもきちっとした鑑定とってからやっていきたい、このように思っています。

○竹谷委員

なぜ私その質問したかという、先ほど柳原委員の質問に対して、市長公室はさも買わないような答弁しているから、私はそれでぴんときたの。何をやっているんだと。

柳原委員は、せっかく新田出身ですよ、新田で何とかしてくれって、根本委員も。一生懸命新田の人たちはそう言っているんだ。土地利用計画をこれから考えていきます。そういうものじゃないだろうということよ。その辺はもうちょっと連携をとってしてもらわないと、僕はいつも思うんだけど、少なくとも議員は市民の代表で来て、それなりの皆さん方の声を代表して言っているんですよ。それは謙虚に受けとめてやるという姿勢が私は大事だと思うんですよ。いかがですか。そういう姿勢をもって当たるといことが私は一番大事だと思うんですよ。副市長か市長か、市長がいいのか、どっちなんだ、きちっとしてくださいよ。

○鈴木副市長

これは残念ながら、いろんな用途を今まで検討してまいりました。地元の方々、区長方もいろいろ相談をしながらいろんな用途をいろいろ検討してきました。でも、今現在ではどれにするというのをまだ決めかねているというのが実態なんです。実態がそうがゆえに、一般会計で直接買うということになると科目づけしなきゃいけないですから、今現在科目づけできないので、水道部局の方と交渉が成立すれば、買うとすれば基金の方でまず押さえておかなきゃいけないだろうと、そういうことで検討させていただくと。いずれ財政状況なども踏まえて、多角的によく検討させていただきたいと思います。

○竹谷委員

公社で買ったって（「公社でない」の声あり）いやまず、さっき公社だって言っておった。（「基金」の声あり）基金ね。であれば、基金残っているんだから。何で頭の中であるんだからそいつすぐ使えばそれは戻ってくる金ですよ。何でそんなに、管理者決めた

から、市長部局と、何でそんな、そう言われるから管理者決めたのが弊害なんじゃないかというまた発想にもなってくるわけだから。ですから、そういうことを言わないで、わかったと。こういう計画であれば一般会計で買うことを念頭に考えていこうと。そして、できるだけいろいろな面での利用度を考えていこうと。場合によってはあそこは有料駐車場にしても十分活用できるのよ、岩切駅に行くために。ましてや、こっち側に入り口をつくったら最高の駐車場になりますよ。素人で考えてもそう思う。やっぱりそういう大局的な物の見方で考えていかなきゃおかしいと思うんだけど。事業管理者、あれですよ、副市長と十分連携とってやってくださいよ。

○藤原委員長

答弁は要らないですか。

○板橋水道事業管理者

今委員おっしゃるように、うちの方から売るとは市長部局ということで、市長部局の方ともいろいろ話をやって話し合っています。ただ、今まだきちとした目的がないということで、市長部局の方では予算には計上できないという話はされてましたけれども、うちの方としては23年は財政計画も出しているものですから、遊休資産は売却するというところで言っているものですから、そういう売らんだという意味を出すためにここできちと計上させていただきます。連絡が途切れているわけじゃなくて、密にやっていますので、ひとつ御了解いただきたいと思います。

○板橋委員

今の話聞いていて私は反対ですね。これだけ財政事情厳しいのに、そしてどういう目的でその土地を活用するか全然そういう構想も出てないのに何で右から左って内部でそんなことばかりする必要があるんですか。どれだけの借財抱えているんですか、多賀城だって。どうしても必要ならそれは私は何も言いませんが、竹谷委員が今くしくも駐車場で営業すればいいって案は出したけれども、大体行政がそういうお金をもらうような仕事というのだから了としなんでしょう。あれだけ岩切駅に近い場所的によろしいんだったら、売却したら売却の公告出したら来ますよ、いい値段で売れるんじゃないですか。そういうふうにして一般会計の方では使わない公有地をそのうち売却していこう。それでなくても駅前やつが26年から売却するとか、それだけそういうふうにして持ってたって金利はかかっているんですよ。民間では大変ですよ、それ。そういう発想を持ってもらわないと困るんだけど、この件に関して、しかるべき人。

○鈴木副市長

この土地に関しましては、今いろいろ議論出ているようにさまざまな意見があるわけです。さまざまな意見がありますので、財政状況も踏まえて多角的にいろいろ検討させていただきますという回答をさせていただいたところでございます。よろしく申し上げます。

○板橋委員

わかりました。

じゃ水道の方。鉛管に対しての平成23年度はどのように担当として対応していくか、そこに対して予算組みはどこに計上されているのか、その辺お聞きしたいと思います。

○小幡管理課長

鉛管についての御質問でございますが、平成 21 年度に台帳から鉛管の該当を抽出いたしております。22 年度におきましては、さらに工事等におきまして入れかえをしている部分がございますので、その抽出を行い、その結果、5,300 件ほど今鉛管を使っている場所がございます。それで、この今まで鉛管の対策につきましては市政だよりとかホームページにも載せておりますが、今回 5,300 件ほどの世帯を特定することができましたので、この方々に平成 23 年度におきまして直接、はがき、文書を送付いたしまして、注意とか、あるいは入れかえに対する促進の内容とかを盛り込んだ文書を送らせていただきたいと思いますと思っております。

その経費につきましては 139 ページの上から 2 段目、通信運搬費の中に盛り込んでございます。通信運搬費の中に、ちょっと待ってください。

大変失礼しました。費用につきましては 139 ページの通信運搬費ですね、給水費の通信運搬費 42 万 5,000 円ほど見込ませていただいております。以上でございます。

○板橋委員

今聞いたのは、その鉛管の何千世帯に関しての水道事業所としてどのように対応するように 23 年度考えているんですかと。宅内はそれは個人負担だと。じゃ公道の分は行政でしょう。その辺で宅内にある分に対してだって多少その当時使用できたとしても、今は体に影響があるということで、前にも話したように幾らかでも行政で負担することは考えないんでしょうかということをやったでしょう。それを新年度予算でどのように考えているかお聞きしているんですよ。郵送料は要らないですよ。

○板橋水道事業管理者

いろいろ今までも鉛管につきましては委員からとか、ほかの委員からもお話しいただきました。内部でもいろいろ検討しているんですけども、本管そのものは市の水道事業で管理している管に鉛管はございません。そこから個人管に引っ張る管に古い時期に引っ張ったところが鉛管あるということです。それで、今本管の入れかえしている箇所については、鉛管がわかれば直していつているという状況です。それをやってももう相当の期間かかりますから、公的援助をしたらいいんじゃないかというお話だと思うんですけども、ただ、公的援助といっても、即水道料金からそれするといっても 5,000 件ということになると莫大なお金かかる。それは年間に区切れればそうでもないんじゃないかというお話もあるんですけども、その公的負担するかどうかについては、またいろいろ計画を立てながら、他の市町村とのバランスも考えながら考えていきたいと思っております。ただ、今管理課長が言ったのは、とりあえず鉛管使っていても必ずしもすぐ人体に影響あるというんじゃないかと、長く水道管に水がたまっていれば、その鉛が溶け出すというように、溶け出すというとうんと表現あれなんですけれども、そういうことなんですけれども、ですからバケツ 1 杯とにかく朝投げただけませんかということで十分ですというあれもあるので、そういうまず PR をきちんとやりましょうということでホームページにも載せてますし、今市政だよりにも載せながら、1 回、2 回載せただけでだめですから、そういう周知をしたいと思います。今さらに 5,000 件ぐらいございますので、そこの家庭にはきちっとはがきとか文書でこういうふうに対応していただいけませんかということでまず 23 年度はしたいと。その後その公的負担をどこまでしたらいいのか、例えば利子補給とかいろいろあるわけなんですけれども、そういうものを含めて検討していきたいと、このように思っております。

○板橋委員

前にもこの件に関してお聞きしながら私も話させてもらったけれども、ほかの市町村のことを考えていることないでしょう。何でほかの市町村のことを考えるんですか。安心・安

全な水づくり、そしてバケツ 1 杯ずつ投げただけがいい。毎日投げてたら何ぼ月、水道料金加算されます。本管から宅内に立ち上がっている分を、公道の下に潜っている分あるでしょう。それだけ直して、あとは中は受益者負担ですからそこでばちんと切っただけなの、つなぐだけなの。もう既にアナウンスされて当然じゃないですか。なに広報、市の広報だの言っただけで見ないですよ、皆。新聞等に出ているんですから既に。その辺の対応が私は遅いんじゃないかと思うんです。遅くないんですか。1 年間かかってどうしょうか。もう既に、いつでしたっけね、もう数力月前でしょう、これ出ていたの。そういうふうな行政のサービスの怠慢、私から言わせると怠慢ですよ。これ以上聞いたってまた同じことでしょう、管理者答弁するのは、やめますわ。

○藤原委員長

そのほか質疑のある方。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 21 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○藤原委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○藤原委員長

以上で、本予算特別委員会に付託されました議案第 16 号から議案第 21 号までの平成 23 年度多賀城市各会計予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については私に一任願いたいと思います。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

長期間にわたり御協力いただきましてありがとうございました。

午後 3 時 57 分 閉会

予算特別委員会

委員長 藤原 益栄